

第百九十八回国
参議院
総務委員会
會議録
第九号

平成三十一年四月二十五日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

三月二十八日

藤木 眞也君

山崎 正昭君

三月二十九日

大沼みずほ君

太田 房江君

四月五日

羽生田 俊君

島田 三郎君

四月八日

こやり隆史君

塚田 一郎君

四月十日

難波 奨二君

相原久美子君

四月十一日

山下 雄平君

丸川 珠代君

四月十五日

相原久美子君

山下 雄平君

四月十六日

森本 眞治君

榑葉賀津也君

四月十七日

吉田 博美君

松本 眞治君

四月十七日

榑葉賀津也君

森本 眞治君

辞任

松本 新平君

補欠選任
武見 敬三君

四月十八日

武見 敬三君

補欠選任
松本 新平君

四月二十二日

松本 新平君

補欠選任
堀井 巖君

四月二十三日

杉尾 秀哉君

補欠選任
牧山ひろえ君

堀井 巖君

補欠選任
松本 新平君

難波 奨二君

補欠選任
福山 哲郎君

四月二十四日

杉尾 秀哉君

補欠選任
杉尾 秀哉君

堀井 巖君

補欠選任
松本 新平君

松本 新平君

補欠選任
長峯 誠君

四月二十五日

若松 謙維君

補欠選任
杉 久武君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

秋野 公造君

中西 祐介君

森屋 宏君

江崎 孝君

小林 正夫君

石川 博崇君

太田 房江君

古賀友一郎君

島田 三郎君

榑葉賀津也君

長峯 誠君

二之湯 智君

松川 るい君

溝手 顕正君

山下 雄平君

山田 修路君

杉尾 秀哉君

難波 奨二君

又市 征治君

吉川 沙織君

森本 眞治君

杉 久武君

片山虎之助君

山下 芳生君

石田 眞敏君

佐藤ゆかり君

國重 徹君

小野 哲君

横田 信孝君

佐々木 浩君

讃岐 建君

林崎 理君

山田眞貴子君

千野 雅人君

土田 浩史君

厚生労働大臣官
房審議官

厚生労働大臣官
房審議官

厚生労働省子ビ
も家庭局児童虐
待防止等総合対
策室長

資源エネルギー
庁省エネルギー
ギ一・新エネル
ギ一部長

環境大臣官房審
議官

日本放送協会経
営委員会委員長

日本放送協会
長

日本放送協会専
務理事

日本放送協会専
務理事

日本放送協会専
務理事

日本放送協会専
務理事

日本放送協会専
務理事

日本放送協会専
務理事

日本放送協会専
務理事

日本放送協会専
務理事

日本放送協会専
務理事

日本放送協会専
務理事

日本放送協会専
務理事

日本放送協会専
務理事

日本放送協会専
務理事

日本放送協会専
務理事

日本放送協会専
務理事

日本放送協会専
務理事

日本放送協会専
務理事

日本放送協会専
務理事

日本放送協会専
務理事

日本放送協会専
務理事

日本放送協会専
務理事

日本放送協会専
務理事

日本放送協会専
務理事

日本放送協会専
務理事

日本放送協会専
務理事

日本放送協会専
務理事

日本放送協会専
務理事

日本放送協会専
務理事

日本放送協会専
務理事

日本放送協会専
務理事

日本放送協会専
務理事

日本放送協会専
務理事

○電気通信事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(秋野公造君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、藤木真也君、大沼みずほ君、羽生田俊君、こやり隆史君、若松謙維君及び松下新平君が委員を辞任され、その補欠として山崎正昭君、太田房江君、島田三郎君、杉久武君、長峯誠君及び松川るい君が選任されました。

○委員長(秋野公造君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、総務大臣官房政策立案総括審議官横田信孝君外十一名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(秋野公造君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(秋野公造君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、日本放送協会経営委員会委員長石原進君外三名を参考人として出席を求めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(秋野公造君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(秋野公造君) 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○杉尾秀哉君 立憲民主党・民友会、希望の会の杉尾秀哉でございます。

本日は一般質疑ということで、後ほど統計問題について聞きますけれども、その前にまずNHKの役員人事について質問したいと思っております。

御多忙な中、大変ありがとうございます。当委員会にもお越しいただきましてけれども、本日、四月二十五日付けでNHKエンタープライズの板野裕爾前社長が専務理事に復帰されました。板野専務、復帰おめでとうございます。

そこで、早速ですが、上田会長に伺います。今回の人事は会長御自身でお決めたことなんでしょうか。

○参考人(上田良一君) お答えいたします。私の方で経営委員会に提案させていただきまして、経営委員会の御同意を得て決めたということです。

○杉尾秀哉君 これまでNHKの関連会社から本体に復帰されたケースというのはたくさんあったと思うんですが、今回のように、専務で辞められて、また専務で戻ってこれたケースは初めてだということに伺っております。

異例の人事というふうに言ってもいいと思うんですが、どうも、こういう基準、こういう理由で決められたんでしょうか。会長、いかがでしょうか。

○参考人(上田良一君) お答えいたします。

NHKのグループ経営を強化していく上で、当面の最大の課題は、来年四月に予定されておりますNHKエンタープライズとNHKプラネットの合併を成功させることだと考えております。このため、エンタープライズの社長を三年近く務め、現場をよく把握している板野を本日付けで専務理事に再任し、グループ経営改革を統括させることにいたしました。

二年前には、技術局長から旧NHKメディアアテクトノロジーの社長に転じていた児野を技術部門を統括する専務理事として本体に戻しました。その結果、短期間で旧NHKメディアアテクトノロジーと

旧NHKアイテックの合併を決め、今月、四月一日ですけれども、には新会社NHKテクノロジーズを発足させ、ガバナンスを利かせてやっております。

NHKエンタープライズの社長としての豊富な経験をNHKの経営に板野には生かしてもらいたいと考えております。

○杉尾秀哉君 分かりました。

今回の人事、今月九日の経営委員会で承認されたということでございます。同意されたということですね。

そこで、石原委員長、伺ってまいります。十二人の経営委員による全員一致で決まったのかどうか、その経営委員会について教えてください。

○参考人(石原進君) お答えいたします。

まず、会長から今回の人事に対する考え方が示されました。四人の候補者の経歴等の説明を受け、質疑を行いました。質疑の後、採決を行おうとしたところ、年齢構成や元々の職種、女性の登用など全体的なバランスについて気になるという話や、板野氏の印象についての話をされた二人の経営委員から棄権の申出がありました。その結果、十人で採決を行った結果、原案どおり同意するということを決めました。

○杉尾秀哉君 今おっしゃったとおりですね。

ちょっと調べてみたんですが、過去の人事で全会一致でなかったのは二例だけというふう聞いております。一例目が平成二十一年四月、このときは一名の方が挙手しませんでした。理由は、情報が少な過ぎて判断ができないというものだったそうです。二例目は平成二十六年の四月、四名の理事提案について二人の委員が留保をされました。当時、梶井会長でして、当日まで人事情報を提供しなかったのが理由と、こういうふうになされているそうです。

そこで、先ほど、若手起用、それからバランス、年齢構成というお二人の御意見ありましたけど、もう一人の方の意見をもう少し聞かせていた

だけじゃないか、という理由だったか。

○参考人(石原進君) 板野さんに対する印象といえますか、メディアに載っている書き方とか論調とか、そういったことを含めて大変気になると、こういう話であったと思います。

○杉尾秀哉君 その点について、新聞報道によれば、板野氏の資質に対する疑義を理由に挙げたというところなんですけど、そういう趣旨ということではよろしいんでしょうか。

○参考人(石原進君) 資質に対する疑義ということでは私はなかったと受け止めております。むしろメディアの論調というのが気になるねと、こういうことであつたと思います。

○杉尾秀哉君 いずれにしても、こういうその少数の方の意見というのは非常に貴重だということに思っています。是非、二人のこうした意見についてはしっかりと受け止めていただいて、こうした方をしっかりと守るように委員長の方で約束していただけないでしょうか。

○参考人(石原進君) 当然、そのとおりにやってまいります。

○杉尾秀哉君 今お話を伺っていると、前の二例については情報がないとかという、そういう理由だったんですけれども、今回については、これは事実上反対というふうにも言ってもいいと思うんですが、形は棄権ということなんですけれども。今回の人事案の承認というのは、委員長として、異例中の異例という、こういう御認識はおありでしょうか。

○参考人(石原進君) 過去に事例が少なかったけれども、今調べた限りにおいて二例あるということでございます。

そういった意味で、異例と云うかどうかはあれですが、要するに、我々としては、委員十二名の中で皆忌憚のないそれぞれの意見を述べ合って、その結果、十名の委員の賛成で決めたということが大事だと思っております。

○杉尾秀哉君 この委員会の後、委員長は今回の人事について、板野さんはエンタープライズで実

績を上げていると、復帰はいいことだと、こういうふうにお話をされているそうでございます。こういう評価ということで、委員長、これよろしいんでしょうか。

○参考人(石原進君) 板野さんはエンタープライズで三年弱おいでになったわけですが、エンタープライズの経営の方も非常にしっかりおやりいただいたと思っています。収入面においても、僅かではありますが四期連続増収という結果を出しておりますし、「チコちゃんに叱られる」という番組、これ、非常に今視聴者の皆様方によく見ていただいておりますけれども、新しい家族で楽しめる番組を作っていただいたなという感じもしているわけでございまして、したがって……

(発言する者あり) はい。

それ以外に、グループ経営改革ですね。先ほど上田会長からも話ございましたけれども、エンタープライズとブラネットの合併、昨年末にその方向をきちんと整理していただいた。非常に、NHKの三大改革の一つがグループ経営改革なものですから、これをきちんとやり遂げること、これがNHK全体の経営にとって極めて大事だと、そういう点において実績も示していただいた。私は、大変立派な、能力のある方だと思っております。

○杉尾秀哉君 チコちゃん社長が作ったのではなくて、あれはフジテレビの御出身の方が、この間もあるところで話になったんですけれども、このCGはやっぱりNHKでないとできないねという話を業界関係者の間でしてまして、その意味では私もよく見ております。ただ、人事は別だと思ふんですね。そういうことではないというふうに思っています。

会長にも伺います。板野氏のエンブラでの業績をどういうふうに評価されておられますでしょうか。

○参考人(上田良一君) お答えいたします。NHKエンタープライズの社長として着実に業績を積み重ね、NHKブラネットとの合併にも道

筋を付けました。グループが一体となって効率的で透明性の高い組織運営を推進するという今の三年経営計画に貢献したものと評価いたしております。

○杉尾秀哉君 今日、本日付けということで、私も意外だったんですけれども、板野専務御自身も来ていただきました。本当にありがとうございます。

ちよつとNHKエンタープライズの業績調べさせていただきましたが、先ほど委員長から、僅かながら売上げが伸びていると、こういう話でしたけれども、二十九年度で見ますと、営業利益がその前の年の十四億から六億に大幅に減少しているんですね。

私、NHK内部の方に聞いたんですけれども、ちよつと言葉は悪いかもしれませんが、板野さんはエンブラ時代に何もなかったと、こういうふうにおっしゃる方がいるんです。何か弁明ありますか。

○参考人(板野裕爾君) お答えいたします。

私、平成二十八年六月から平成三十一年四月まで、NHKエンタープライズの代表取締役として職務に当たってまいりました。

就任前の二十七年度は、売上げが五百四十四億三千万円でした。この売上げを、二十八年度には五百五十一億二千万円、二十九年度には五百五十二億八千万円まで伸ばしました。また、現在集計中の三十年度決算でも、過去最高の売上げと、これまで過去最高の営業利益を見込んでいるところでございます。

また、NHKグループの一員としてグループ経営改革にも取り組みまして、去年十二月にはNHKエンタープライズとNHKブラネットの合併に向けた基本合意を結ぶことに至った次第でございます。

○杉尾秀哉君 今の売上げの推移については、私も確認させていただいております。

その板野さんなんですけれども、榊井会長の一

番の理解者というふうに当時は、当初言われていたそうです。ところが、あるときから離反をして、言葉は悪いですが、榊井会長に切られたと。最初の転出先はエンタープライズじゃなかった、別のところとちよつと小さい関連会社だったというふう聞いております。その板野さんには官邸と太いパイプがあると報道されております。

それから、「クローズアップ現代」のキャスター、二十三年間にわたって務めてこられました国谷裕子さん、平成二十八年三月に番組を降板させられました。これは御本人が著書の中で、本意ではなかった、私は統投したかったと、こういうことを書かれているので、させられたということだと思います。国谷さん、私はジャーナリストと呼ぶにはちよつと余りにも恥かしいですけれども、気骨のあるジャーナリストで、私も尊敬するキャスターの一人でございます。

この人事についていろいろことが言われるんですけれども、例えば、二〇一四年七月、集団的自衛権行使容認の閣議決定の後に菅官房長官が番組にゲストで出演されました。ここで国谷キャスターが厳しい質問をしました。私も後で拝聴させていただきました。番組後、菅長官からNHKに苦情があったというふう聞いております。この国谷氏の降板について私がNHK関係者から聞いた話では、現場レベルでは番組の継続と国谷キャスターの統投で一致していた、ところが上層部に上げたら握り潰された、それが板野さんだと、こういうふうには聞いております。

そこで、その「クローズアップ現代」の事実上の打ち切り、これは時間帯が変わってプラスになったわけですが、私はあの時間帯は非常に重要だと思っております。七時のニュースの後の時間帯ですから、これはメディア関係者の衆目の一致するところだったと思います。私もクロ現のような番組が作りたいという人は私がいた会社にもたくさんいました。それだけ優れた番組だったというふうに思います。

ところが、時間帯が変わってしまった。国谷

キャスターが降板させられた。この経緯、そして当時放送総局長だった板野さんの関与について御説明ください。

○参考人(木田幸紀君) お答えいたします。

「クローズアップ現代」に関しては、視聴者の生活習慣が変化してきたことなどを踏まえ、新たな報道情報番組の開発を目指して、二〇一六年四月に「クローズアップ現代+」として新たなスタートを切りました。

「クローズアップ現代+」の開始に当たりましては、放送総局内の様々な検討会や会議などで十分議論し、日中働いている方々にもじっくりと見てもらえるよう夜十時に移すとともに、演出なども含めて一新しました。キャスターにつきましても、キャスター委員会を始め局内の所定の手続を経て決まったものです。

その内容については、取材、制作の過程に関することでもありますが、「クローズアップ現代+」は、常に真正面から物事の本質に迫る、あるいは視聴者の関心にしっかりと応えるなど、「クローズアップ現代」から引き継いだ精神を生かした番組作りを続けているところであります。

○杉尾秀哉君 そういう説明をされるというふうな思っておりますけれども、業界関係者はそういうふうな思っております。非常に歯応えのある番組だった、目標とすべき、お手本とすべき番組だったというふうに思っています。今の番組がどうというふうには申し上げませんけれども。

もう一つ、板野総局長時代に、これも同じ「クローズアップ現代」で放送されました出家詐欺報道について、BPOから重大な放送倫理違反が指摘されました。このBPOの指摘に対する受け止め、それから、この問題がその後のNHKのコンプライアンス改善にどういうふうにつながっているのか、御説明ください。

○参考人(木田幸紀君) 二〇一四年五月十四日に放送された「クローズアップ現代 追跡 出家詐欺 狙われる宗教法人」、この番組をめぐって

は、番組の核心部分だった出家の相談シーンの場所を活動拠点というふうに誤ってお伝えしました。また、取材した男性を十分な裏付けなくプロフィールと断定して紹介するなど、取材や制作のあらゆる段階で真実に迫ろうとする姿勢が欠けていたと認識しております。BPOの放送倫理検証委員会と放送人権委員会からも共に重大な放送倫理違反があったと指摘されており、真摯に受け止めております。

放送に携わる一人一人が問題点をしっかりと認識することが重要と考え、二〇一五年五月に再発防止策を決定しました。具体的には、勉強会や研修などを通じてジャーナリストとしての再教育、あるいは匿名の映像を使用する際に、その妥当性や内容の真実性を確認するためのチェックシートの導入、あるいは複眼的な視点からの試写によるチェック、番組の提案から放送までのリスクを見える化する取材・制作確認シートによるチェックなどの取組を現在も続けております。

NHKは、事実に基づき正確に放送するという原点を常に確認し、再発防止策を自律的、効果的に運用して信頼される番組作りに当たってまいりたいというふうに考えております。

○杉尾秀哉君 今、真摯に受け止めたというふうに御説明がありました。

そこで、会長に伺います。そのときの放送総局長、番組の最高責任者、真摯に受け止めているならば、どうしてそのときの最高責任者が今度こうした形で復帰するのでしょうか。

○参考人(上田良一君) お答えいたします。

今回の執行部役員人事に当たりましては、より強力な経営陣を実現しようと適材適所を貫いて人選いたしました。

NHKのグループ経営を強化していく上で当面の最大の課題は、来年四月に予定されておりますNHKエンタープライズとNHKプラネットの合併を成功させることだと考えております。このため、エンタープライズの社長を三年近く務め、現場をよく把握している板野を本日付けで専務理事

に再任し、グループ経営改革を統括させることにいたしました。

○杉尾秀哉君 私は到底納得できないんですけれども、もう一つ別の指摘もあります。放送現場への介入が指摘されるケースでございます。

安保法案の国会審議が佳境を迎えた二〇一五年七月、安保法案の衆議院委員会通過をNHKは放送しませんでした。翌日の本会議採決は中継し

したけれども、これは昼ニュースの大幅延長という異例の形の放送でございました。また、「クローズアップ現代」では、衆議院通過まで安保法

を扱うなど上層部から指示があったと、こういうふうになされております。事実、クロ現で安保法を扱ったのは参議院に移ってから、しかも僅か一回

だけでした。これについては、国谷キャスター自身も後に著書の中で触れていらつしやいます。

こうした一連のNHKの報道姿勢の背景に当時の板野総局長の意向があった、こういう内部証言

がありますけれども、伺います。こうした報道姿勢は果たして適切だったのか、報道機関としての責任放棄だったのではないかと、こういう厳しい指摘に対してどういうふうにお答えになりますでしょうか。

○参考人(木田幸紀君) NHKは、報道機関として、事実に基づいて、公平公正、不偏不党、何人からも干渉されることなく、自ら律して放送に当たっております。

安全保障関連法につきましても、できるだけ多くの角度から論点を明らかにして視聴者の皆さんに適切な判断材料を提供するために丁寧に伝えたと考えております。ニュースや番組の内容につきま

しては、報道機関として自主的な編集権に基づいてその都度判断しております。

安全保障関連法の衆議院での審議につきましては、特別委員会が採決が行われた平成二十七年七月十五日には、「おはよう日本」、午前中のニュース、正午のニュース、午後のニュースや「ニュース7」、「ニュースウォッチ9」などでトップの扱

いで伝えました。このうち、正午のニュースは、通常は十五分のところ三十八分に拡大してお伝えし、午後零時二十五分の特別委員会での採決の様子をニュースの中でお伝えしました。

翌日の七月十六日に衆議院本会議で採決が行われましたが、前日の特別委員会での採決同様、各

ニュース番組でトップの扱いでお伝えしました。午後一時に開会した衆議院本会議を前に、正午の

ニュースは五分間拡大しております。

「クローズアップ現代」では、衆議院通過後の平成二十七年七月二十三日に、検証安保法案、今

何を問うべきを二十六分間の枠で放送しました。これに先立ちまして、衆議院の審議入り直後の五

月二十四日には、「NHKスペシャル」、自衛隊の活動はどこまで拡大するのかを七十三分の放送枠

で、また、衆議院での審議が大詰めを迎えていた七月四日には、「NHKスペシャル」、与野党代表

に問う、自衛隊の活動範囲と憲法を八十九分の放送枠で、それぞれ放送しました。

法案の重要性、国民の関心に応えられるよう、多角的な視点から適切に放送したと考えております。

○杉尾秀哉君 ニュースの編集権に介入するつもりは毛頭ございせんけれども、トップで扱ったということは、こんなの当たり前です。殊更今説明されるようなことではございせん。しかも、衆議院通過した後に、雌雄を事実上決した後に

やっても仕方がないんですよ、まあ仕方がないとは言いませんけれども、これについては国谷さん自身もじくじたる思いを表明されている。

余り言いたくないんですけれども、御本人がい

らっしゃいますので、私が聞いている限りは、内部の証言に板野さんをめぐっていい話がない。

そこで、会長に伺います。板野さんを復帰、推す声というのは本当に局内にあったんでしょうか。

○参考人(上田良一君) お答えいたします。

今回の執行部役員人事に当たりましては、より強力な経営陣を実現しようと適材適所を貫いて人

選を行いました。

新しい執行部体制においてもしっかりとリーダーシップを発揮して経営のかじ取りを行ってまいりたいと考えております。

○杉尾秀哉君 適材適所というのは何かよく聞くんですよね、最近、人事でね。

今回の人事について私もいろんな方から聞きま

した。例えば、あり得ない、最も恐れていた人

事、あの人だけは働きたくない、これが職員

の総意であります。公共放送としての信頼が絶望的

になった。

私は最初、事の重大性、分からなかったんです。ところが、こういう話が来て、これはどうし

ても委員会で扱わざるを得ないというふうに私は

思ったという次第でございます。非常に厳しいで

す。会長にはこうした声は本当に届いているん

でしょうか。

○参考人(上田良一君) お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、私が今回の役員

人事を経営委員会に提案いたしましたのは、より

強力な経営陣を実現し、適材適所を貫いて、NHKグループとして今最大の経営課題になっている

グループ経営改革を更に推し進めるために、板野に戻ってきてもらってグループ経営改革を統括さ

せるということ、その上で私がしっかりとリーダーシップを発揮していくことで決ま

ていただきました。

○杉尾秀哉君 これはNHKの現場で働いていらつしやる皆さんをあえて代弁して言わせていただきました。NHKという巨大組織、これで本

当にもつんですか、今リーダーシップというふうにおつしやいましたけど。いかがですか。

○参考人(上田良一君) お答えいたします。

私は、常日頃から、経営のリーダーシップを発揮するに当たって職員のやる気の総和を極大化することが一つの経営の目標だということを掲げてお

りまして、この人事もそのうちの一つです。

ども、いろんな私の経営の施策を実行に移していく過程の中で、今、杉尾先生がおっしゃいましたように、職員モチベーションというのをしっかりと把握しながら、経営のかじ取りをやっているというふうな思っております。

○杉尾秀哉君 今のような説明を職員に直接されるおつもりはございませんか。

○参考人(上田良一君) お答えいたします。

私は、現場の職員がどういふふうな考えで業務に当たっているかということに関しては非常な関心を持っていて、職場環境調査というのがありまして、これは私は非常に重要だと思っております。これを役員間でも共有するとともに、特記事項等は全て私の方で読んで、できるだけ、まあ立場上時間的制約はありますけれども、時間を見て、私が直接自分の言葉で職員に語りかけるといふことを努力したいと思っております。

○杉尾秀哉君 今の言葉、しっかり受け止めさせていただきます。職員のモチベーションは日頃からずつと気にしていると、非常な関心を持っているという御説明でございました。

上田会長御自身は経営委員を長く務めていらっしゃると思いますので、板野さんのことについてはよく御存じだと思います。それから、日頃からコンセンサス経営を標榜されているということで、ただ、今回のNHKの中に、私が聞いた限りでは人事にコンセンサスがあるとは到底思えないんですね。

これ、背景に官邸の意向を指摘する向きというのが多いわけですが、言葉は悪いんですけども、会長、何らかの働きかけ、あったんでしょうか。

○参考人(上田良一君) お答えいたします。

今回の執行部役員人事は、放送法の規定にのっとって、経営委員会の同意をいただいた上で、会長である私が任命いたしました。

NHKは、放送の自主自律の堅持が信頼される公共放送の生命線であるという認識に基づき全ての業務に当たっておりまして、放送とは直接関係

のない業務に当たっても、この基本的な立場は変わりありません。

○杉尾秀哉君 一点だけ確認させていただきます。

板野さんの人事について、杉田官房副長官と話をされたことはありますか。

○参考人(上田良一君) 何度もお答えいたしておりますように、私の方で種々のことを勘案した上で、一番ベストになる役員の人事を決めさせていただいたということです。それで経営委員会の御同意をいただいたということです。

○杉尾秀哉君 いや、私は、ないならないで、ないというふうにおっしゃっていただいていいんです。

○参考人(上田良一君) 直接的に誰を役員にしろとか、そういうのを第三者の方から私の方に直接的にあつたということはありません。

○杉尾秀哉君 間接的にはいかがですか。

○参考人(上田良一君) いずれにいたしまして、役員人事の提案は私が最終的に自分の判断でもって決めて、経営委員会にお諮りしたということです。

○杉尾秀哉君 今回の板野さんの復帰は将来の副会長あるいは後継会長の含みがあるという、こういう見方がございます。それからまた、これからのNHKの放送、オリパラ、翼賛報道一色になるんじゃないか、憲法改正をめぐる報道への影響を危惧する声も私は内部の方から伺っております。

今回、専務としての担当は関連事業、先ほどおっしゃったようなエンタープライズの合併ということですが、今後、放送に直接影響を及ぼすようなポジションに戻すということはあり得るんでしょうか、どうなんでしょうか。

○参考人(上田良一君) お答えいたします。

板野には、グループ経営改革統括の専務理事としての職責をしっかりと果たしてもらうことに尽きるといふふうに考えております。

○杉尾秀哉君 今の答弁はしっかりと議事録に残りましたので、後でまた何かの折に質問する機会があるかもしれません。

もう一つだけ伺います。

会長は職員の皆さんに、公共放送としての信頼を失わないように、日頃から築城三年落城一日と、こういうふうな話をされていらつしやいます。国会でもたしか私そういう答弁を聞いたような気がいたします。

今回の人事がそうなんですけれども、この委員会でも度々取り上げられておりますけれども、NHKの報道姿勢と政権との距離がいろいろ言われる中で、今回の人事が更に報道現場を萎縮させることにならないか、そして、今、落城一日という言葉がありましたけれども、これから放送法改正、そしてNHKの肥大化問題、いろんなことが言われる中で、今回の人事が落城一日につながるという点も限らない。そうした反省が会長御自身にはおありでしょうか、いかがでしょうか。

○参考人(上田良一君) お答えいたします。

常に私は会長として経営のかじ取りをする上で、政治的な公平性の確保、視聴者の皆様の信頼というのが大事だと、第一だと考えております。そういう面では、もう先生よく御存じのとおりですけれども、あえて繰り返しますと、放送法第一条では、放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること、また四条では、国内放送番組の編集に当たり、政治的に公平であることや報道は事実を曲げないなど四つを挙げております。

放送法の規定を踏まえ、NHKは国内番組基準を定めております。この中で、全国民の基盤に立つ公共放送の機関として、何人からも干渉されず、不偏不党の立場を守って、放送に言論と表現の自由を確保することを明記いたしております。

その上で、政治上の諸問題を扱う際には、NHK放送ガイドラインののっとって、番組の編成や構成及び出演者の選定などを慎重に行うとともに、様々な角度から論点を明らかにし、いろいろな主張を紹介することによって視聴者に判断の材料を提供する姿勢を基本といたしております。

NHKで編集権を行使する権限は放送法の規定

に基づいて私、会長にありますが、実際の業務運営においては放送部門の最高責任者である放送総局長が分掌しております。個々のニュースや番組の編集内容については、その都度、放送法や国内番組基準、放送ガイドラインに基づき、各ニュースや番組の担当責任者が総合的に判断しておりますが、この精神に基づいていることを常に私は経営の立場からチェックし、視聴者の皆様の信頼を失わないように最大限今後努力してまいりたいと考えております。

○杉尾秀哉君 今の言葉をこの答弁の場だけではなくてNHKの局内に徹底していただきますようお願いしまして、統計問題に質問を移らせていただきますので、NHKの関係の皆様は御退席いただいて結構です。

○委員長(秋野公造君) では、石原委員長、上田会長、木田専務理事、板野専務理事に御退席いただきます。

○杉尾秀哉君 ちょっと押ししましたけれども、賃金構造の基本統計の不正事案について、ちよつとその後のフォローがないもので何いたいと思っております。

この問題をめぐっては、不正があつた厚生労働省だけではなく、総務省の行政評価局において調査が行われることとなりまして、三月の八日に緊急報告公表されました。ここで、違法意識の欠如、それから事なかれ主義の蔓延、厳しい言葉が並んでいるんですけども、結局は局内に隠蔽はなかったと、こういうふうな結論付けております。

そこで、伺います。

この緊急報告について三月十八日の統計委員会で批判が相次ぎ、調査が不十分だという見解がまとめられたというふうな報じられております。具体的にどのような意見が出されたのか、御説明ください。

○政府参考人(横田信孝君) お答えいたします。三月十八日でございますけれども、統計委員会におきまして、行政評価局が実施いたしました質

と、調査票の内容を記録した電磁的な記録媒体につきましては、この当時、昭和五十五年以降の分を保存していること等について説明を行ったことにつきまして御指摘というふうに承知しております。

この平成十九年一月調査分の旧対象事業所分の個票データの保存状況につきましての説明ぶりもこれに含まれるということにつきましては、これは完全にそを来しているというふうに認識しております。平成二十八年十二月の説明は不正確なものであったことは事実であろうというふうに思います。

いずれにせよ、一部に統計法及び公文書管理法に照らして不適切な事実があったことも含めまして、おわび申し上げたいというふうに思います。

○杉尾秀哉君 ほかにも幾つか指摘したいことがあったんですけど、時間がないですけれども、こういうふうに、その統計委員会、去年の統計法の改正もあつたんですけれども、統計委員会のガバナンスを利かせると、こういうことだったんですが、グリップ利かせるということだったんですが、こういうふうに虚偽の説明をされたら、統計委員会として分らないわけですよ。こういういいかげんなことが、本当に、今検討会で検討されているということなんですけれども、実効性あるものができるのかどうか、私は甚だ疑問だと思えますけれども、これについて、総務大臣、ちよつと通告してありませんけれども、見解をお聞かせください。

○国務大臣(石田真敏君) こういう今御指摘のような点はあるわけございまして、そもそも、やはりこの統計の問題についての組織的な成り立ち、それは統計委員会が全体を把握をいたしているわけでありまして、同時に、各府省においてきちつと取り組んでいただくということが前提になっておりますので、公務員としての遵法精神とか、そういうことにも関わってまいります。が、やはりきちつとした取組をする、各省、各人が行つていただくことがやはり前提になつてくるわけございまして。

そういうことについてはなかなか私は難しい問題もあるかと思ひますが、そういうことも含めて、先ほど申し上げましたような総合的な対策の中でどう取り組んでいくかということの議論をしていかなければならないと思つておりまして、やはり一人一人がその職務に対してきちつとした意識を持つていただく、こういうことが一番基本的に大事なことでと考えております。

○杉尾秀哉君 時間が参りました。私でも統計改革について法制化の作業を進めておりますので、またそれについては後日この場で取り上げさせていただきますと思います。よろしくお願ひします。

ありがとうございます。

○小林正夫君 おはようございます。国民民主党、新緑風会的小林正夫です。今日は、総務省が行っている行政評価の中で、太陽光パネルの廃棄処分、それと子育て、さらには介護などについて取り上げます。あわせて、関係省の対応についても伺いたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

まず、太陽光パネルの廃棄処分の関係ですけれども、平成二十九年の九月に、太陽光発電設備の廃棄処分等に関する実態調査の結果に基づく勧告、この中で、総務省は、環境省、経産省に対して、使用済太陽光パネルの回収、適正処理、そしてリサイクルシステムの構築について、法整備を含め検討するように勧告された。平成三十年の三月に、勧告に対する改善措置状況、第一回のフォローアップがされたことであるんですが、この内容についてどういふものなのか、また勧告に対する改善措置の内容の実効性を確保するために、総務省としての今後の進め方についてどう取り扱うのか、お聞きをしたいと思ひます。

○政府参考人(讃岐建君) お答えいたします。御指摘のございました再生可能エネルギー、太陽光パネルについての調査でございますけれども、再生可能エネルギー固定価格買取制度の創

設以降、太陽光パネルの導入が拡大してきた中で、災害により損壊したパネルによる感電や有害物質の流出のおそれ、二十年から三十年程度とされる耐用年数の経過に伴う将来の大量廃棄の問題が指摘されていたことを踏まえ、平成二十九年、総務省行政評価局として現場の実態を調査し、必要な改善方策を勧告したものであります。具体的には、調査の結果、災害時における感電や有害物質流出の危険性について、一部を除き、地方公共団体、事業者とも十分な認識がなく、地域住民への注意喚起も未実施、また、廃棄パネルに関する有害物質含有の有無が未確認のまま遮水設備のない処分場に埋め立てられている事例などが見られたところであります。

このため、災害時における地方公共団体を通じて地域住民等への注意喚起等、必要な措置の徹底、廃棄パネルに含有される有害物質情報を容易に入手できるよう措置し、適切な埋立方法を明示すること、さらに、使用済パネルの回収、適正処理、リサイクルシステムの構築について法整備も含め検討することについて、平成二十九年九月、環境省、経済産業省に勧告したところであります。

設以降、太陽光パネルの導入が拡大してきた中で、災害により損壊したパネルによる感電や有害物質の流出のおそれ、二十年から三十年程度とされる耐用年数の経過に伴う将来の大量廃棄の問題が指摘されていたことを踏まえ、平成二十九年、総務省行政評価局として現場の実態を調査し、必要な改善方策を勧告したものであります。

具体的には、調査の結果、災害時における感電や有害物質流出の危険性について、一部を除き、地方公共団体、事業者とも十分な認識がなく、地域住民への注意喚起も未実施、また、廃棄パネルに関する有害物質含有の有無が未確認のまま遮水設備のない処分場に埋め立てられている事例などが見られたところであります。

このため、災害時における地方公共団体を通じて地域住民等への注意喚起等、必要な措置の徹底、廃棄パネルに含有される有害物質情報を容易に入手できるよう措置し、適切な埋立方法を明示すること、さらに、使用済パネルの回収、適正処理、リサイクルシステムの構築について法整備も含め検討することについて、平成二十九年九月、環境省、経済産業省に勧告したところであります。

勧告後の改善措置状況としては、災害時においては環境省から都道府県、市町村等を通じて地域住民等への注意喚起等を行うための通知が発出されており、また、有害物質情報を踏まえた適切な埋立処理が確保されるよう必要なガイドラインの作成、改訂が行われるとともに、使用済パネルの適正なリユース、リサイクル、処分のための施策の在り方について法整備も含めて検討されているとの回答を平成三十年三月に第一回目のフォローアップとして得ているところでございます。

総務省としては、引き続き、勧告に対する実効ある改善措置がとられるようフォローアップをしていきたいと考えています。

○小林正夫君 今答弁があつたように、太陽光パネルの廃棄処分などについていろいろ課題があり、世の中でも心配する声が上がってきた、この

ように私受け止めています。

そこで、まず確認したいんですが、将来、二〇三五年辺りのパネルの排出量はどの程度と見込んでいるのか、お聞きをいたします。

○政府参考人(松山泰浩君) お答え申し上げます。二〇二二年にFIT制度という買取制度が導入されて以降、太陽光発電設備の導入が急速に拡大してございまして、昨年の九月の時点でございまして、太陽光パネルの年間排出量は二〇三五年から二〇三七年頃がピークとなりまして、大体、年間約十七万トンから二十八万トン程度になるといふ推計調査があるというふうに承知してございまして。

○小林正夫君 そこで、経産省にお聞きをしたいんですが、平成三十年の五月に経産省総合資源エネルギー調査会中間整理の第一次が出ました。さらに、今年の一月、資源エネルギー調査会の中間整理第二次が出ております。この第一次中間整理において、発電事業者による廃棄費用の積立てを担保する制度の検討等についてアクションプランが示されております。また、太陽光パネルのリユース、リサイクル、処分について、環境省と経産省が共同で、コストも含めた基礎的、包括的な実態調査を行い、義務的なリサイクル制度の必要性を検討するとされたというふうに承知しております。

その後、第二次中間整理の中でアクションプランの進捗状況が確認されたと聞きましたが、今後の施策の具体的方向性についてお聞かせください。

○政府参考人(松山泰浩君) お答え申し上げます。

今委員から御指摘ございましたように、太陽光パネルの廃棄処分、適正処理というのは非常に重要な、再生可能エネルギー、殊に太陽光発電を地域の御理解を得ながら定着させていくためには非常に重要なことだと認識してございまして、様々な検討を進めてまいっております。

その太陽光パネルには、採用の技術に応じまして有害物質も含まれている場合がございますので、これから、適正な処理が求められる一方で、これ、現在様々な事業者が取り組んでいるところでございます。そういう観点からは、費用の工面がされていない事業者によって、将来、放置や不法投棄が生じないようにしていくこととか、そういうことが生じないかという懸念があることはよく承知しているところでございます。

現在、その廃棄に必要な費用というものはFITの調達価格の算定上既に含まれておるところでございますが、これをしっかりとした形で実施していくための手当てをしていくことを担保することが非常に重要だということから、委員御指摘のような形の検討が進んでいるところでございます。

これまでとてまいりました措置について御説明申し上げますと、昨年四月にFITの認定の際の事業計画策定ガイドラインというものを改訂いたしました。廃棄等の費用の積立てを遵守事項として定めました。それとともに、事業計画の策定時に処分の費用やその積立額を記載することを義務化しているところでございます。

また、昨年七月からは、定期報告を行う中で積立ての計画と進捗状況の報告を義務化したしております。その結果報告を受けた上で、必要に応じて、報告徴収、指導、改善命令等を行うような手はず、仕組みが構築されているところでございます。

その上でございますけれども、この仕組みをより確実に担保させるための制度設計について現

在検討を進めているところでございまして、本年一月に取りまとめました再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会という審議会の中間報告の中では、まず原則として外部積立てを求めることとすると、その上で、発電者の発電収入から積立金を差し引くことにより源泉徴収的に積立てを行うことを基本とするといった方向性が取りまとめられているところでござい

ます。現在、今年四月からワーキンググループを設置しまして、法制的な面、様々なところの専門的な検討を進めていく予定にしております。

○小林正夫君 環境省にお伺いいたします。先ほど話したとおり、総務省の行政評価の中で、法整備を含めて検討しなさいと、こういう報告がされておりますけれども、この使用済太陽光パネルの廃棄あるいはリサイクル、こういうことのために法整備について、どのように検討がされて、いつ頃この法整備ができると考えているのか、お聞きをいたします。

○政府参考人(松澤裕君) お答え申し上げます。環境省では、総務省の報告も踏まえまして、まず具体的な処理の方法を示しております太陽光パネルのリサイクルの推進に向けたガイドライン、こちらを改訂をいたしまして、有害物質への対応あるいは埋立処分方法の明確化、さらに災害時の対応について新たに追加をいたしております。

具体的には、有害物質の含有情報を処分業者に伝達するということを求めるとともに、埋立処分を行う場合には、破碎を行った上で、安定型ではなく管理型の処分場において処分することが必要という点を明確にしております。

また、被災した太陽光発電につきましても、発電事業者、地方自治体などの役割、感電防止のための具体的な取扱いの留意事項を整理をして、この点について災害発生ごとに被災自治体に周知を行っているところでございます。

まず、このガイドラインを十分普及をいたしまして、これを広げていった上でさらに次の段階に

入っていきたいと考えておりますが、あわせて、リサイクルの施設の整備に関しましても予算を頂戴いたしまして、太陽光パネルの高度なリサイクルの設備の整備の補助、こういった取組も行わせていただいているところでございます。

こうした取組を重ねながら次の段階に入っていきたいと考えておりますが、環境省では昨年七月に太陽光パネルのリサイクルシステムの構築について省内で検討を行いました。取りまとめを行っております。まずは有害物質の情報の提供といった話がございまして、排出量的大幅増加を見通した将来に向けた安定処理体制の整備、こういったことが重要であろうと。さらに、市場に左右されない安定的なリサイクル、こういったための環境整備が必要だと考えております。

この取りまとめを踏まえて、経済産業省ともよく相談をしながら、関係者と合意形成を目指して法整備も含めた検討を進めていきたいと考えております。

○小林正夫君 先ほどの答弁で、二〇三〇年頃には二十八万トンぐらいの廃棄物が出る。これ、今からやはり法整備をしていかないと、この費用も掛かります。処分場の関係もあります。したがって、先ほど私、この法整備をいつ頃をめどに考えているんですかという質問をしたんですが、これに対してはお答えありませんでしたけど、いかがですか。

○政府参考人(松澤裕君) 現時点で時期を決めているわけではございませんが、先生の御指摘も踏まえまして、また総務省の報告もございましたので、できるだけ早期に導入すべく取り組んでまいりたいと思っております。

○小林正夫君 それでは、次に行きます。行政評価の中で、子育て支援に関する行政評価・監視などについて質問をいたします。

平成二十八年十二月に待機児童解消対策を中心とした調査結果を、また昨年の十一月には保育施設等の安全対策を中心とした調査結果を公表しておりますけれども、それぞれの調査結果の中でど

のような指摘があったのでしょうか、確認いたします。

○政府参考人(讃岐建君) お答えいたします。

御指摘の子育て支援に関する行政評価・監視、まず平成二十八年十二月に主に子供の預かり施設の効果的な整備推進の観点から、また、平成三十年十一月には主に保育施設の安全対策徹底の観点から、それぞれ調査結果を取りまとめ、改善を図るべき点について内閣府、厚生労働省に対して報告をしたものであります。

それぞれの主な指摘の内容として、まず平成二十八年十二月の報告におきましては、施設の効果的な整備の前提として、自治体において的確に保育需要が把握されているかを調査したところ、就労条件がフルタイムのほかパートタイムなども認められるなど、保育の必要性についての認定条件の緩和や、大規模マンションの建設等の住宅開発による潜在的な需要を見込んでいない自治体が見られたことから、国は自治体に対し、より正確な需要の把握が行われるよう事例等の情報を提供し、推進を図ること。そして、平成三十年十一月の報告におきましては、保育施設等における重大事故防止対策の実施状況と自治体による監査の状況等を調査したところ、一部の保育施設において睡眠中の児童の呼吸点検などの重大事故対策が取られておらず、また監査におきましてもこの点の指摘がほとんどの場合なされていなかったことから、国は、重大事故防止対策についてその徹底を図るとともに、保育施設への監査の機会を通じて適切な指導を行うよう自治体に要請することなどを指摘したところでございます。

○小林正夫君 大臣にお聞きします。今、答弁の中で子供の安全に関するこういう内容についても指摘をされておるんですけれども、今回の指摘の中で大臣が特に注目した点は何なんでしょうか。

○国務大臣(石田真敏君) 子育て支援に関する行政評価・監視における二つの指摘は、保育施設の効果的な整備、そしてもう一つは安全面での質の

確保に関わるものでございまして、安心、安全な子育て環境の整備を図る上でいづれも重要な指摘であると考えております。

関係府省においては、これらの指摘を踏まえ、安心、安全な子育て環境の整備に向けて適切な対応をお願いしたいと考えております。

○小林正夫君 児童福祉法などで自治体为原则として一回以上施設の立入検査を行うように定められているんですが、これがしつかりできているのかどうか、行政評価で指摘したことはあるのか、あとすればどのような指摘だったのか、また改善措置は図られたのか、質問いたします。

○政府参考人(讃岐建君) 御指摘の地方公共団体による保育施設への立入検査につきましては、今御紹介いたしました昨年十一月の保育施設の安全対策を中心とした子育て支援の状況に関する行政評価・監視の中でその実施状況を調査しております。

具体的には、四十の地方公共団体を抽出し、保育所、認可外保育施設等の施設種別ごとに、平成二十七年及び二十八年における検査対象施設への一回以上の立入検査の実施状況を調査したところであります。

その結果、おおむね二割から四割の地方公共団体で立入検査が行われていますが、それ以外の地方公共団体においては、検査の人員体制上の制約などを理由に、一回以上の立入検査を実施できていない状況が見られたところでございます。

また、一回以上の立入検査を実施できている地方公共団体の取組状況を見ると、前年度の監査結果で運営状況が良好であった施設に対しては立入検査でのチェック項目を安全確保に関する項目に絞り、検査に費やす時間を短縮するなど、検査の人員体制を踏まえて実施方法を工夫している事例などが見られたところであります。

以上のことから、厚生労働省等に対する勧告におきまして、保育施設に対する一回以上の立入検査が徹底されるよう、地方公共団体に対する立入検査の重要性の周知とともに、地方公共団体で

現在行われている立入検査の実施方法を把握、分析し、人員体制にに応じた効果的かつ効果的な検査を履行できる方策を検討するよう求めているところでございます。

この勧告に対する対応状況につきましては、勧告、昨年十一月ですけれども、これからおおむね六か月後と、さらにその一年後を目途にフォローアップすることとしております。

○小林正夫君 総務大臣にお願いしたいんですけども、子供を預ける、安心できる、そういうことから考えていくと、指導監督者、これを適正な配置をしていかなきゃいけないということが一つ自治体の課題であると思います。そういう意味では、各自自治体を掌握する総務大臣として、この指導監督者の適正配置について更なる取組をしていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○国務大臣(石田眞敏君) 施設の類型を問わず、保育施設における子供の安全を確保していくことは、安心、安全な子育て環境の整備を図る上で非常に重要な課題であると認識いたしております。無償化を契機に、許可外保育施設について、保育の質の確保、向上に向けて指導監督の徹底を図ることなどの取組を行うということが厚生省から表明されておまして、私もいたしまして、

も、保育児童の安全が確保されるよう、関係府省において適切な対応をお願いしたいと考えております。

○小林正夫君 次に、認可外保育施設についてお聞きをいたします。

子ども・子育て支援法の一部改正法案については、四月の十二日の本会議質問で同僚の矢田わか子議員が、今回、無償化の対象となる認可外施設については、五年間は指導監督基準を満たさなくてもよいとされているが、利用者が不安を抱くのではないかとされているが、このように本会議で指摘しました。

指導監督基準では、保育に従事する者の数及び資格、そして保育室等の構造設備及び面積、保育の内容などが決められております。認可外保育は、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが

必要ではないのか。

全国市長会は、今回の法案に当たって、本来、対象は劣悪な施設を排除するための指導監督基準を満たした施設に限定すべきで、五年間の経過措置を設けることについて再検討を求めた、このようになっております。ただ、この願いはかなえられなかった。子供の安全がないがしろにされているのではないかと、基準を満たさない施設の増加を助長する懸念はないのか、なぜ安全を最優先にしたのか、お聞きをいたします。

○政府参考人(藤原朋子君) お答え申し上げます。

認可外保育施設でございますけれども、待機児童問題によりまして、認可保育所に入りたくても入れず、やむを得ず認可外保育施設を利用せざるを得ない方がいることから、代替的な措置といたしまして、幼児教育、保育の無償化の対象としたものでございます。

原則、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすということが必要でございますけれども、指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たすために五年間の猶予期間を設けることとしたところでございます。また、五年間の猶予期間中の措置といたしまして、待機児童の状況等が地域によって大きく異なることから、保育の需給状況等を勘案して、市町村が特に必要と認める場合には、条例によりまして、対象施設の範囲を定めるということ

を可能とする仕組みも盛り込んだところでございます。

今回の無償化を契機といたしまして、認可外保育施設の質の確保、向上を図るということは非常に重要であるというふうに認識はしております。このため、指導監督の手法やルールの明確化を行うことで都道府県による指導監督の徹底を図るということとともに、都道府県の児童福祉関連事務に従事する職員配置に関しましては、地方交付税措置の算定基礎に今年度から標準団体につきましては

担当職員一名というものが増員をいただいたと

いうところでございます。

さらに、関連する取組といたしましては、指導監督基準の内容についての説明や事故防止に向けた助言などを行います巡回支援指導員の配置の拡充ですとか、指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たし、さらには認可施設に移行をいただくための運営費の補助等の支援、こういった取組についてしつかり行つてまいります。引き続き、認可外保育施設の指導監督の実務を担っておられる地方自治体の皆様方の御意見を丁寧に向いながら、本年十月からの実施に向けまして準備を進めていきたいと考えております。

○小林正夫君 認可外保育に預ける、こういう親も多くなつてきていると私は思います。子供を預けたいと希望する人が多くいて、希望者は必死で受入先を探しています。そういう中で認可外保育が増えていくと思うんですけども、この施設の安全や利便性、あるいは保育士の数など、把握することがなかなか難しいと言われております。十分認可外保育の状況を把握し切れないうまに預け入れを決めてしまうと、こういうことが多くなつて不安の声が上がっております。大事な子供を預ける施設の安全が私は第一だと思っておりますけれども、安心して預けられる環境をつくらなければいけないと、このように思います。

そこで、子供を預けたい人が認可外保育施設の安全性を把握する手法はあるんでしょうか、確認いたします。

○政府参考人(藤原朋子君) お答え申し上げます。

認可外保育施設に関する情報につきましては、まず、児童福祉法上なんですけれども、都道府県等に提出をされました認可外保育施設の運営状況の報告等の情報を都道府県が施設の所在する市町村に対して通知をする、そしてその内容を公表するということとされているところでございまして、保護者への情報提供の観点から、これを徹底するよう促しているところでございます。

また、幼児教育、保育の無償化の実施に当たり

まして、認可外保育施設の情報を市町村が確認できる情報共有システムを本年度中に運用を開始することを旨として準備を進めているところでございますが、このシステムを活用いたしまして、保護者の方が指導監督基準の適状況など施設選択に資する情報を閲覧できるようにするという予定でございます。

さらに、当該システムが構築されるまでの間の取扱いといたしまして、厚生労働省のホームページ上に各都道府県の認可外保育施設の一覧が掲載されたページを閲覧できるように専用ページを掲載をしたところでございまして、この専用ページを御活用いただくことで認可外保育施設の情報についてもより確認しやすくなるものと考えております。

○小林正夫君 大変大事な私、施策だと思っております。

今の答弁を再度確認しておきたいんですけれども、要は、全国の認可外保育施設の運営状況などの情報を一元化して公表できるシステムを今年度中に構築すると、このように受け止めましたけど、これではよろしいでしょうか。

○政府参考人(藤原朋子君) お答え申し上げます。

現在、内閣府で所管をいたしております子ども・子育て支援全国総合システムの中で、特定教育・保育施設等データ管理システムというものがございまして、この中に認可外保育施設に関する情報共有システムを追加するというふうな形でシステム化を図っていくということで、本年度中に運用開始ができるように目指してまいります。

○小林正夫君 是非、多くの親が悩んでいることは間違いないです、いろんな情報提供をしていくということが大変重要だと思いますので、今の取組を更に進めていただきたい、このことをお願いして、私の質問を終わります。

○片山虎之助君 片山虎之助でございます。今日は、私、ちよっと腰痛のために、委員長以

下理事の皆さんの御了承を得て、座って質問させていただきます。この御了解を得ましたので、大変失礼ですが、着席のままでも質問させていただきます。

今日は一般質問ですから、過疎対策について久しぶりに質問させていただきます。

過疎対策というのは法律があるんですが、法律ができたのは昭和四十五年なんです。これは議員立法なんです、完全な。全党賛成なんです。議員立法なんです、作るときがちょうど四十二、三年でございまして、池田内閣の所得倍増計画が佐藤内閣に替わって、行け行けどんだんの高度経済成長時代なんです。もうちょうど高度経済成長のひずみも出始めて、経済の高度成長なだけ、同時に公害問題とか過疎過密問題とかというのが出てくるわけですね。過疎過密なという言葉はなかったんです、それまで。で、できた、これは造語なんです。

そこで、過疎が広がるんで対策をつくらうというので、私はたまたま自治省の役人だったものから、手伝えということで手伝わせていただいたんです。そして、法律ができて四十五年から施行になるんだけど、十年の法律にする、時限法に。まあ十年ぐらいで大体のめどが付いて、もう十年ぐらい延ばせば二十年で終わるだろうという発想だったんです。

ところが、延々とほかの地域立法と同じように今日まで来ているんですが、過疎対策が面白いのは、その都度変えるたびに名前を変えているんですよ、中身もちよつと変えるんですよ。最初は、過疎地域の緊急措置なんです。もう当面大変だと、当面どうしても必要なことをやろうという緊急措置を昭和四十五年から十年やる。その後、昭和五十五年からは過疎地域の振興と、振興になるんですよ、緊急措置が振興になる。それから、その後の平成二年からは活性化になるんですよ、活性化特別措置に。それから、さらに平成十二年からは自立促進特別措置になるんですよ。だから、緊急措置から振興になって、振興措置

に、活性化措置になって、それから自立促進措置になって、自立促進措置になってから約二十年です。すなわち、それ全体で五十年。この推移で時代の私には要請を取り込んだと思うんですけれども、中身はそんなに変わっていないんですよ。

これ、まず、総務大臣に答えてもらうのはあれです。それから、事務担当の責任者、どう思いますか。○政府参考人(佐々木浩君) 委員御指摘のとおり、過疎法はこれまで議員立法により制定され、法律の名称もその都度変わってきたところでございます。

昭和四十五年に制定された過疎地域対策緊急措置法は、高度経済成長に伴う農山漁村からの急激な人口流出への緊急の対策として設けられたものでございます。昭和五十五年に制定された過疎地域振興特別措置法は、人口減少に起因した地域社会の機能低下等に対応して過疎地域の振興を図ることとされたものでございます。平成二年に制定された過疎地域活性化特別措置法は、地域の個性を生かして地域の主体性や創意工夫を重視するなどの考え方により活性化を図ることとされたものでございます。平成十二年に制定された現行の過疎地域自立促進特別措置法は、個性豊かで経済的にも自立した地域社会を構築していくことを促すとの考え方により自立促進を図ることとされたものでございます。

それぞれの過疎法による取組により相応の成果は上がったものの、依然として過疎地域に課題があることから、議員立法により新たな法律が制定されてきたものではないかと考えております。

○片山虎之助君 やっぱり役所のお経みたいなもので、あなたが言っているのは。名目はそうだけれども、なだらかに日本中が今過疎地域に衰退しているんですよ。だから、それは目先を変えているよ、十年ごとに。だけれど、結局は効果がないということなので、再来年か何かに終わるんですよ、今の。そうすると、恐らく延ばすということに必ずなるので、だから、来年ぐらいからその動きが始まりますよ。

で、どう直すかなんですね。

大臣、延ばすんですか。もうやめますか。

○国務大臣(石田眞敏君) 延ばすかどうかというお話ですけど、これは議員立法でやっていただいていますので、各党各会派で御議論いただくことになるというふうに思っておりますけれども、私は、やはり過疎対策、今現在も必要ではないかなというふうに思っております。

いずれにいたしまして、二年先の改正に向けて各党で御議論いただくものと思っております。

○片山虎之助君 あのね、過疎対策という名前はいろいろ変わるんだけど、中身は一緒なんです。簡単に言うと、施設整備の補助金の率を上げる、それから、その裏負担を含めて、単独事業も、過疎債という特別の借金を認めて、それは丸々認めて、七割は交付税で元利償還を見てやる。これが我が党が最初入れたんですけど、物すごい流行するんですよ。今はいっぱいあるわね、似たようなものが。それから、あとは道路や下水道で市町村ができないことを都道府県が代行するということなんですよ。ところが、これは余り事業官庁が乗り気じゃないから、今は知りませんよ、余り使われていないわね。

結局は、施設を整備するんですよ。施設の整備はできているんですよ。道路なんか立派ですよ、過疎地域は、今、学校なんか、子供はいないんだけど、困っている、立派になって。施設はできて、人はいなくなる、部落は崩壊する、限界集落は増える。それでもなお同じ方針で進めていくかどうかなんです。佐々木君、答えるかな。

○政府参考人(佐々木浩君) これまでの過疎対策により、産業の振興、交通、情報通信、生活環境、福祉等の施設整備ということでございますが、あるいは無医地区の減少、教育の機会確保等に相当の成果が上がってきたものと考えております。ちなみに、比較ということですが、昭和四十五年の市町村道の道路舗装率は二・七％、これが平成二十八年度では七・一％と飛躍的に整備が進んできていることは、それなりの成果が出ていると

思います。

一方、委員御指摘のとおり、過疎地域における人口減少自体には歯止めが掛かっておらず、この背景には、若い世代を中心とした人口流出による社会減や少子高齢化に伴う自然減があるものと考えております。

このため、近年では、過疎対策として、産業の振興や交流、定住の促進の分野の取組が強化されてきており、平成二十二年度に創設された過疎対策事業債のソフト分充ててのソフト事業もこれらの取組に活用されているところでございます。

有識者の中間的整理の議論においては、過疎地域の克服に向けた新たな兆しとして、田園回帰の潮流など新しい人の流れや、サテライトオフィスなど仕事づくりの新たな展開、革新的技術を活用したソーサエティー五・〇の可能性などが指摘されております。これらの兆しを捉えて、持続可能な地域社会の実現に向けて引き続き取組を進めていく必要があるのではないかと考えております。

○片山虎之助君 今担当審議官が言ったように、物すごく甘やかしているんだ。だから、どんどんどんどん認めて、ソフト事業まで認めるんでしよう、基金が何かつくらせて。そんな例はありませんよ。だから、みんな過疎になりたいのよ。過疎地域に指定されたら、よかったよ。万歳してやっているんだ。過疎地域から卒業すると、しまった、もううちは駄目だと言っている。話が逆なんだよね。そういうふうな差別を、分断政策ですよ、一種の。

それで、今、市町村の半分は過疎地域なんです、日本の市町村の。面積は六割ですよ。ところが、人口は八・六%なんです。そういうふうな余り差を付けてどんどん行くだけなのよ。名前が変わって、中身を充実して、ソフトを取り込んで、何でも見てやる、何でもお金の面倒を見てやる。施設の整備なんか終わっていますよ。それで産業が興るといったら興らない、条件悪いんだから。

だから、考え方を切り替えないと、それはもう

お金は要るだけ、自治体は再生せず、創生せず、そういうことになると思いますが、大臣、御感想はどうですか。

○国務大臣(石田真敏君) 片山委員御指摘の問題意識は非常に重要なことだと思っております。

それで、ただ、過疎地域といえますけれども、対象の人口はやっぱり一千万人を超えておられるわけでありまして、この地域をきちっと対応していくということは非常に重要だというふうに思っております。私どもかねがね申し上げてまいりました、やはりこういう地域も考える中で、今二つのちよとした流れがあるという。

一つは、やっぱり若い人たちがふるさと回帰といえますか、生活環境を変えたいという意識が非常に多くなってきたり、そういう若い人たちがいかにそういう地域に戻っていただけるかということ。また、それが、例えば就業の場の確保あるいは生活サービスの確保という点からいいますと、今まさに言われておりますソーサエティー五・〇、こういうことをやはりきちっと対応していく中で、私は、例えば5Gが整ってれば、世界とどの地域にお住まいであろうとつながって仕事ができるというような、そういう時代になってまいりましたので、そういう可能性というものをしっかり我々サポートして、そして若い人たちが様々な地域で活躍をいただけるようなことをしっかりと考えていかないとけないし、そうすることによって、元のにぎわいというわけにはなかなかまいらない、人口減っておりますからなかなかならないかも分かりませんが、それぞれ持続可能な地域社会を構築していく、それに向かってしっかりと取り組んでいくときではないかなと、そのように考えております。

○片山虎之助君 そこで、今総務省では過疎問題調査会か、懇談会か、何かそういう有識者の会をつくって検討されているやに聞いているんだけれども、まとまったんですか、考え方は。状況を簡潔に説明してください。

○政府参考人(佐々木浩君) 総務省の過疎問題懇

談会という有識者の会議がありますが、先般、中間的整理を公表したところでございます。

これまでの過疎対策の成果として、産業の振興、交通、情報通信、生活環境、福祉等の施設整備や無医地区の減少、高等学校教育を始めとする教育の機会の確保等に相当の成果を上げてきたことが指摘されているところでございます。一方、人口減少や少子高齢化、集落の存在といった多くの課題が残されていることも指摘されております。

今後の過疎対策としては、食料や水の生産、供給、多様な自然環境の保全などの過疎地域が期待される役割を発揮するとともに、過疎地域が抱える課題を解決するためには二年後の現行法の期限以降も引き続き過疎対策を講じていくための制度が必要とも指摘されております。その上で、新たな過疎対策の概念や過疎対策の在り方、施策の視点、支援制度の在り方などについては、現時点での意見も列挙しつつ、今後議論を深めていくという形とされているところでございます。

○片山虎之助君 最近テレビで、日曜日なんだけれども、山の中の一軒家というのがやっているのよ。あれは皆さんの過疎対策とは逆行するものなんです。しかし、私は過疎対策、あれじゃないかと思っているんです。森の中の一軒家をたくさんつくることなんです。それを今大臣が言われたようにつなぐんですよ。

そこで、ソーサエティーファイブというのは大臣お好きですよ。あれ、ソーサエティーファイブになったときの過疎地域というのはどういう位置付けなんですか、大臣。

○国務大臣(石田真敏君) ソサエティー五・〇の考え方の中で過疎地域の位置付けというのは明確には今のところなっていないと思いますけれども、私は先ほども申し上げましたように、このソーサエティー五・〇、この革新的な技術を使えば、例えば5G等の情報インフラ等が整ってあれば、もろどの地域におられても世界とつながる、日本国内とつながる。

例えば遠隔医療あるいは遠隔教育というふうなお話もありますし、そして現実に仕事のやり取りもできるわけでございまして、私の地元でも、本

当に小さい漆器屋さんですけれども、ネットの環境の中で世界中と御商売されています。現実に注文が来ていますし、何にも難しいことないということをやっておられて、地域地域の特色あるものをこれからそういう形で発信していけば、ロングテールという言葉がありますけれども、日本国内では少数しか売れなくても、世界では結構重ければ多くなつて、なりわいになっていく可能性もあるわけでございまして、やはり地域地域で特色あるものを生み出していくという努力、若い人たちの感覚の中で取り組んでいただければ、私は、それぞれの地域でなりわいを続けながら生活をしていくことができる状況が生まれるのではないかと。

そのためには、やはり我々として、基盤整備、さらにはこういういろいろな開発がなされているという情報の提供、そういうことをしっかりとやっていきたいということで、一月、二月と、特に市町村長さん、首長の皆さん方に対して総理大臣メールということでそういう情報を提供させていただいておるところであります。

○片山虎之助君 大臣、ソーサエティーファイブというのは分かるんですけど、もう一つ分かりにくい。何かイメージが湧かないんですよ。

それで、そのソーサエティーファイブの中の主要な戦略というのは5Gでしょう、5G、電波の。この前、電波のその配分をやりましたよね。配分が終わっちゃったのか、あるいはこれからやるのか、方針が決まった。そういうものを具体的にこれとこれというのをつなげていかないと、そういう過疎対策を今後は考えていかなきゃいかぬのじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○国務大臣(石田真敏君) このソーサエティー五・〇というのは本当にまだ十分に国民の皆さんにも御理解いただいていないわけでありまして、けれども、あえて申し上げますと、基盤技術になるイン

ダストリー四・〇というのがあります。これがAIとかIoTとか、あるいは5Gとか、そういう技術だと思っただけで、それをあらゆる分野に活用して、そしてできる社会が第五の社会、ソサエティー五・〇というイメージなんです。

それで、今その中で非常に重要なのがこの5Gという次世代の通信、移動通信の技術なんですけれども、例えば、私、下北山村に行かせてもらいました。奈良県の一帯で、和歌山県と三重県のちょうど境のようなところで、そこには、もう既に光ファイバー入っているんですね。そうすると、光ファイバー入っていますと、機器を付けていただくという5Gを利用できるわけでありまして、既にそこでは、出身の方でしたけれども、若い女性地域に帰って、そして、元の会社と連携しながら仕事をされている、そういう実情がございまして、そういうことをやっていけば、私は、そういう本当の過疎と言われるような地域でも仕事を続けていくことができるということを感じているわけでありまして。

○片山虎之助君 山の中の一軒家の連合をつくってくださいますよ、ネットワークを。それをもっと奨励してくださいますよ。

地域にコンパクトシティなんということを言っているけど、コンパクトにすると、コンパクトでないところの地域は死にますよ。それは荒れるだけなんです。やっぱり人が住まないところに人が入っていくということで、日本の自然というのか、日本の山野というのは保たれてきたので、放棄することになるんですよ、逆に。

だから、どんどん山の中の一軒家を増やしていく、一軒家が三軒家に、五軒家になりね。そういう政策をこれからの過疎対策でやらないと、地域だけ増やして駄目ですよ。日本中の市町村の半分が過疎地域になって、そこへどんどんどんどん過疎法や何かで、すき焼きを離れてやるという昔話があったけど、母屋の方はおかゆさんなのに。そういうやり方じゃ駄目なので、今まで

のやり方じゃ駄目なので、今後二年後の方式については新しいことを是非考えてもらいたいと思いますが、大臣と審議官、いかがですか。

○国務大臣(石田真敏君) 先ほど審議官の方からもお話をさせていただいたように、過疎地域の自立促進という理念、これについても新たな考え方を中間報告の中でも示されているわけでありまして、こういうことも含めて、そして、先ほど言いましたような時代の大きなこの変革期の中で、それこそソサエティー五・〇時代のいわゆる過疎地域というのはどういふふうにあるのかと、そういう点については片山先生の御指摘も踏まえてしっかりと検討してまいりたいと思っております。

○政府参考人(佐々木浩君) 先ほど大臣がお答えしたとおりですが、今後の過疎対策の理念や施策の内容については、各党会派においても議論されるものと認識しております。総務省としても、先ほどの有識者会議の取りまとめ等を行いつつ、各党会派の議論に資するような形で検討を進めてまいりたいと考えております。

○片山虎之助君 もう時間がなくなりました。財政局長おるから、一問だけ言います。

宝くじの売上げが減っているんですよ。我々が昔努力して一兆円を超えたのが、今七千億でしよう。モーターボートは元に戻っているんだ。中央競馬は調子がいいのよ。公営ギャンブルを奨励するわけじゃないけど、宝くじのお金は市町村や都道府県に返ってくるんだから、それ財源になるんですから、一兆円ぐらいの売上げが欲しいね。こういう努力をしていますか、するつもりですか。

○政府参考人(林崎理君) ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、平成十三年に初めて一兆円超えまして、その後、平成十七年には一兆一億まで売上げが伸びたことがございますけれども、その後、減少してきているということで、平成二十九年度は七千八百六十六億円。これ、宝くじ、今御指摘があったように、収益

金は地方の貴重な自主財源、地域の公共事業や福祉施策などに活用されておりますので、何とかこの売上げを増やしていかないと、こういうことで我々としてもいろいろ努力をしているところでありますけれども、ジャンボ宝くじを中心に売上げが落ち込んでいる要因として、我々の分析では、一つは、高齢化といいますが、五十代以上の購入者が半数以上で、若者、二十代、三十代の購入者数が減ってきているということがございまして。また、インターネット販売等、世の中非常に便利になっていますけど、なかなか宝くじについていいと思いますと十分に対応できていないといったようなことがございました。

そういったことでございまして、売上げの回復策の一環として、昨年の十月、平成三十年十月から、本格的に宝くじのインターネット販売を導入したところでもございまして、現在はほぼ全ての宝くじがスマホ、パソコンなどで、しかもクレジットカードを使って購入できるようになったというところでございまして、こういったインターネット販売等を中心に、あるいは賞金体系も、できるだけまとめた金額、それなりの金額が当たった数が多いと、そうするとSNSなんかでそれがまた広がって、じゃ、私も買ってみようかななんて思ってもらえるのではないかと、ということもございまして、そういった賞金体系の見直しなども行つてきて、努力をしているところでございます。

引き続き、発売団体とともに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○片山虎之助君 終わります。

○山下芳生君 日本共産党の山下芳生です。

厚生労働省の毎月勤労統計をめぐる不正について、三月十四日に続き、質問をいたします。おさらいですけれども、今回の毎勤統計の不正は、一つ、調査方法を勝手に変更するという違法行為を行った上に、二つ、抽出調査では当然必要な復元作業を行わないまま長年にわたって国民に不正確な統計を提供し続けた挙げ句、三つ、国民

に隠れてこっそり復元作業を行ったことで、実質賃金の前年同月比の伸びが実際よりかさ上げされた等の重大な内容を含んでおり、公的統計に対する国民の信頼を根底から揺るがす深刻な問題であります。なぜこんなことが起こったのか、真相を究明し、再発を防止することは国会の責務でもあると考えます。

そこで、前回の質疑で、厚生労働省の特別監察委員会が二月二十七日に出した追加報告書に対して、統計委員会から、十分な説明がなされず、評価の根拠が明らかにされていないとの厳しい意見が出され、統計委員会として厚労省に三点の情報提供を求めていることを指摘いたしました。石田総務大臣も、厚生労働省には速やかに誠実に対応していただきたいと発言されておりました。

総務省、その後の経過について簡潔に説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(横田信孝君) 今ございましたように、三月六日の統計委員会に提出された意見書は、毎月勤労統計調査の今後の改善に向けて、統計技術的、学術的観点から検討するために必要な情報の提供を求めるために出されたものでございます。二月二十七日に厚生労働省により公表された追加報告書に掲載されていない情報につきまして、同省に提供を求める内容であったというものでございます。

統計委員会では、この意見書を審議し、統計技術的、学術的観点から、再発防止等のための検討に資する三点の情報を求めることについて合意が得られたことから、西村統計委員会委員長に指示に基づき、三月十一日に統計委員会事務局から厚生労働省へ情報提供要請を行っているというところでございます。

情報提供を要請した三点でございます。これは、東京都の五百人以上の部分の復元についてということ、それから二点目が不適切処理の経緯についてということ、それから三点目が再発防止についてということでございます。これに對しまして、三月と四月の統計委員会に

において、一点目の東京都五百人以上部分の復元、それから二点目の不適切処理の経緯につきまして、厚生労働省から説明がなされたところでございます。直近の四月の統計委員会では、西村委員長からも、当時の経緯も含め正直に答えてもらったとの発言があったと承知しております。

一方、三点目の今後の再発防止策につきましては、まだまだとまっているということでございます。これは今後の課題として残っているというところでございますが、厚生労働省におきましては、統計委員会からの要請についてこれまででも対応してきていただいておりますので、再発防止策についても引き続き信頼回復に向けた取組として適切に対応していただけるものというふうに考えておるところでございます。

○山下芳生君 今、ざっとその後の経過が説明されました。三点の統計委員会からの情報提供要請に対して、三月と四月、報告あるいは回答がなされたということです。

三月十八日の厚労省の報告については、同日行われた統計委員会の議事概要を見ますと、回答になっていない、仕方がないが差し戻しとせざるを得ない、あるいは、回答として認めることはできない、きちんとしたこちらが納得できるような回答をいただきたいなど、再度厳しい意見が出されております。厚労省、何でもこんな報告になったんでしょうか。

○政府参考人(土田浩史君) お答え申し上げます。

たしか事務的な要請ということで総務省の方からお受けいたしましたのは三月十八日の統計委員会の一週間ほど前のことでございまして、そのための準備ということも含めまして、一定その時点で回答、お答えできる部分のみにつきまして回答したというものでございまして、結果としてそのようなものになってしまったというふうに理解しております。

○山下芳生君 まあ時間が足らなかったというところですが、そこで四月十八日、いろいろ調査を厚

労省としてされて、統計委員会への回答がなされた。

その内容について聞きたいんですけども、資料に配付をいたしましたのは、平成三十一年四月十八日、厚生労働省政策統括官から出された、統計委員会の意見書についての審議結果を受けた厚生労働省への情報提供の要望に対する回答でございます。

一枚めくっていただいて、資料の二ページ、回答の二十一ページを見ていただきたいんですが、上に箱が付いてあります。この枠線の中は統計委員会の情報提供の要望そのもの、つまり統計委員会の質問そのものが載録をされているわけでありまして、このところでございますと、(2)不適切処理について、総論、①統計委員会は、統計技術的、学術的側面から、今般の事案がどのような理由で行われたのかを知り、それに基づいた再発防止策を考える責務を負っています、段落変わって、当事者がどういう統計技術的、学術的理由の下に不適切処理を始め、それを継続したのか、あるいは総務省統計委員会に隠して復元処理を始めたのかについて、厚生労働省はどのように分析、評価していますかという問いを立てていますが、大変重要な問題意識と質問だと私は思いました。

私は、前回の質疑で、東京都の五百人以上の事業所を勝手に抽出調査しながら復元しないで集計するというあり得ない事態が十四年間も続きますが、誰も気付かないはずはないと、そして、特別監察委員会の追加報告書に、不正に気付いた雇用・賃金福祉統計室長Fは、平成二十九年頃に適切な復元処理による影響を試算したが、その影響は大きいものではないと判断したとあるが、誰もこれは納得しないというところを指摘いたしました。厚労省は、当時の室長F氏がどんな試算をしたのか、三月十四日、私の質疑の時点ではつかないというところでございました。

今回のこの四月十八日の回答では、その点も報告をされております。回答の二十三ページから二十五ページにかけてがその部分なんですけど、核心

部分は二十五ページだと私は思いましたので、二十五ページをちょっと見ていただきたいんですが、

ちよつと総務省に伺うんですが、ちよつと解説いただきたいんですけど、この枠の中なんですけれども、統計委員会がこの枠線の中で述べている、復元処理の影響は二つの要因に分解できる、当時、F室長はこの二つの要因をきちんと認識し、正確に試算していたかが重要であると書いてあるんですけど、これどういうことなのか、分かりますか説明いただけますでしょうか。

○政府参考人(横田信孝君) こちらでの質問についてでございますけれども、これは要するに、この誤った情報で誤った判断をしたのか、それから、それとも正しい情報であったのに誤った判断をしたのかというそのプロセスをまず問題視したということでございます。

その中におきまして、二点、直接的影響と、それから間接的影響とございます。これは、東京都分の復元処理による五百人以上の賃金への直接影響といたしましては、これは復元処理をしたときに、当然のことながら、この賃金に対して影響が出るという数字でございます。一方、間接的影響としてございましては、過去の復元処理におきまして、五百人以上の常用労働者数がこれに増加したということになります。これによりまして、このウェイト変更が発生したということになりまして、それにつきまして変更の要因にあつたということでございます。これは統計委員会の方での分析でございましたので、この点について特に明確に答えてほしいというところがございます。質問の趣旨でございました。

○山下芳生君 直接影響というのは、要するに抽出調査ですから、例えば三分の一だとすると三倍にしないといふと、それで影響ありますよという、これは非常に理解しやすいんですけども、間接的影響というのは、それだけでは駄目ですよ。つまり、母数になる常用労働者数というのは、過去に遡って増加率を、遡って出さないと、単純

に三倍しただけでは影響が正しく出ませんよということでは理解していいんでしょうか。

○政府参考人(横田信孝君) 直接影響、それから間接影響というのはそういう趣旨で御理解いただければと思います。

○山下芳生君 そうしますと、もう一点、総務省に伺いますけれども、この復元処理の影響には二つの要因があるということをご説明されたことは、統計の専門家ならば当然知っているはず、あるいは知っておくべき基本的事項だと思いが、いかがですか。

○政府参考人(横田信孝君) ちよつと私の方から明確にお答えするというわけにはいかない部分でもございますけれども、これは当然統計委員会の方で専門家での御議論ということでございまして、そこから当然出てきた話でございますから、その推計を行うということについての重要な論点であつたということは言えるかと思ひます。

○山下芳生君 専門家なら重要な論点というのは分かつておられるはずだということなんですけど、ところが、この問いに対する厚労省の回答は、二十五ページですけれども、当時の雇用・賃金福祉統計室長に確認したところ、間接的影響に思いが至らず云々と、こうなっているんですね。思いが至らずというのとは一体どういうことかと。これ非常に重要な問題なので、私、当時のF室長さん、石原典明氏に参考人として当委員会に出席を求めましたが厚労省に拒否されましたので、ならばF氏に直接聞いてくるように昨日通告をいたしました。

二点聞いてきていただきたいと通告したんですが、一点は、石原氏は、復元処理の影響は直接的影響と間接的影響の二つの要因に分解できることを知らなかったのか、それとも、知っていたが試算に間接的影響を加味しなかったのか。二点目、後者だとすれば、それは一体なぜなのか。この二点、いかがでしたでしょうか。

○政府参考人(土田浩史君) お答え申し上げます。

委員御提出の資料二十五ページにございますように、思いが至らずというふうに書かれております。そういったことで、当時の担当室長に確認したところ、間接的影響については、この試算の段階では思いが至らなかったということでございます。

○山下芳生君 いや、だから、思いが至らなかったのは、知らなかったのか、知っていたけれども加味しなかったのか、どちらですかと聞いているんですよ。

○政府参考人(土田浩史君) お答え申し上げます。知らなかったというふうに理解しております。

○山下芳生君 それは土田さんが理解しているのか、それとも石原さんがそう言ったのか、どちらですか。

○政府参考人(土田浩史君) 思いが至らずということ、そういうことには気が付かなかったということだというふうに理解しております。

○山下芳生君 知らなかったと言ったじゃないか。知らなかったというのは、石原さんが知らなかったと言ったんじゃないんですか。

○政府参考人(土田浩史君) いえ、知らなかったというふうに理解しておりますし、そういうことだというふうに考えております。

○山下芳生君 理解しているんじゃないよ。私は石原さんにちゃんと直接聞いてくださいと、出席できないんだしたら、明確に言ったんですよ。知らなかったのか、それとも知っていたけれども加味しなかったのか、そう聞いてくださいと通告したのに、その答えがないです。

○政府参考人(土田浩史君) 本人は思いが至らなかったというふうに言っておりますが、それは知らなかったというところでございます。(発言する者あり)

本人は知らなかったということでございます。○山下芳生君 怪しいんですね、本当にそう言ったのかどうか怪しいです。私は、極めてこれは疑わしいと思いますよ。あり得ないと思うんです。

すよ、知らなかったなんていうのは。

石原さんは、大学は理学部数学科を卒業されて調査統計部門でずっと仕事をされている方なんです。毎月勤労統計の室長なんですよ。その方が、どういう仕組みで毎勤統計がされているのかわからないはずがない。復元処理するんだしたら、二つの要素があるんだと知らないはずないんですよ、そんなものは。だから、直接知らなかったのかと言ってもなかなか言わなかったのはそういうことだと思えますよ。

私、ここは非常に重要なことだと思うんですよ。前回の質問では指摘にとどめましたけれども、二〇一五年三月三十一日に、姉崎当時厚生労働省大臣官房統計情報部長が中江総理秘書官から毎月勤労統計について意見をされております。資料最後のページにその抜粋を載せておまして、これは衆議院の予算委員会の会議録ですけれども、そこで姉崎さんも中江さんもそのことを認めております。

姉崎厚生労働省大臣官房統計情報部長は、総理秘書官のところには二〇一五年三月三十一日お伺いしたと認めております。中江参考人、一番下ですけれども、元総理秘書官、当時の総理秘書官、それまでの二〇一二年、二〇一三年、二〇一四年の伸び率が遡って改定されると、それなりにプラスになっていた数字がマイナスにばたばたと変わっていく、それは問題ではないですかと、こう姉崎さんに言ったということなんです。

そうしますと、石原室長が十数年にわたって東京都の五百人以上の事業所について抽出調査しながら復元処理が行われていなかったことに気付いて、復元処理の影響について試算したのは平成二十九年頃、つまり二〇一七年頃ですので、中江総理秘書官が姉崎部長に意見した後なんです。当然、石原室長にも中江総理秘書官の意見、官邸の意向は伝えられていたはずであります。そう思わざるを得ないんですが、石原室長は、正しい復元処理をして過去に遡って実質賃金を改定すると、今後の実質賃金の伸び率が少なくなる、あ

るいはマイナスになってしまおうとの思いを至らせたのではないかと思われます。

厚労省に聞きますけれども、こうした官邸からの圧力が、思いが至らなかった背景にあるんじゃないんですか。

○政府参考人(土田浩史君) この姉崎のこういった議事録の抜粋でございましてけれども、姉崎も国会の場で御説明させていただいておりますけれども、そういった影響はなかったというふうにお答えしているというふうに承知しております。

○山下芳生君 まあ、それはそう言いますよ。だけれど、幾ら否定されても、真相は明らかになっていないんですよ、この間。それから、特に石原さんについては、直接私、聞けないですからね。今の土田さんの御答弁でも、本人がそう言っているのかどうかは極めて曖昧でした。

委員長、石原元室長の参考人招致を求めたいと思います。

○委員長(秋野公造君) 後刻理事会にて協議しましょう。

○山下芳生君 それで、要するに、官邸の圧力が作用しているんじゃないのかということなんです。これは、今のはなぜずっと隠し続けていたのか、気付かなかったのかという問題なんですけれども、もう一点、最後の、なぜ国民に隠れてこそ復元しちゃったのか、さっき厚労省に対する統計委員会の情報提供の要請にもそうありましたけれども、その点では回答でも説明されていないんです。

しかし、これによって実質賃金の伸びがかさ上げされているわけですから、総務省はその点どう考えているんでしょうか。

○政府参考人(横田信孝君) 総務省統計委員会といたしましては、こういう結果、あるいはこの経緯につきましては、統計技術的な観点からどうなっているのかというところの照会を求めたということでございます。

これにつきましては、先ほど来御紹介のありましたようなこの報告書、御回答がございました。

これによりまして、先ほどの点も含めまして回答はいただいたということでございます。正しい情報で判断したのか、あるいは、そもそも要因がきちんと把握できていなかったのかというところにつきましては明らかになったというところではございまして、これにつきましては、統計委員会委員長といたしましても、感想ということではございまいしうが、正直に答えてもらったというように発言もあつたというところではござい

○山下芳生君 私は、今の答弁は正直な答弁とは思えないんですよ、さっきのニュアンスでね。それで、資料の、この回答の二十二ページに、なぜ国民に隠れてこそそりと復元作業をしちゃったのかというところについての回答が最後に載っているんですよ。「これらの変更の際に調査計画の変更や公表等を行わなかったことについては、統計調査方法の開示の重要性の認識が欠如していたものであり、不適切な対応であつたと考えています。」、さらつと来ているんですけど、これはこれでは済まないですよ。

安倍総理が二十一年ぶりに実質賃金が伸びていると国民の前に繰り返し表明されたことはここから来ているんですから、何でこれがこそそり、国民に隠れて、総務省にも届けなくて、統計委員会にも届けないで復元がされちゃったのかというのは、これは徹底的に解明されなければなりません。やはり首相官邸の圧力が背景にあったのではないかとこの疑念はこれでも拭えないと思えますね。

公的統計の信頼性を取り戻すためには、真に第三者性の担保された調査機関による調査がどうしても必要だと思えます。言わなければならぬ。まだ解明されていません、一番肝腎なところは。引き続き質問したいと思えます。

終ります。

○委員長(秋野公造君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(秋野公造君) 次に、電波法の一部を改正する法律案及び電気通信事業法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。政府から順次趣旨説明を聴取いたします。石田総務大臣。

○国務大臣(石田眞敏君) 電波法の一部を改正する法律案及び電気通信事業法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

まず、電波法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

ソサエティー五・〇の実現に向けて、我が国のあらゆる社会経済活動の基盤となる電波の有効利用を促進するため、電波利用料の料額の改定等を行うとともに、特定基地局の開設計画の認定に係る制度の整備を行うほか、実験等無線局の開設計画及び運用に係る特例の整備等の措置を講ずる必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、電波利用料について、料額の区分のうち周波数帯等の区分を見直すとともに、その金額の改定を行うこととしております。

第二に、電波利用料の用途として、電波の伝わり方の観測、予報及び調査研究等や大規模災害に備えるための放送用設備の整備に係る補助金の交付を追加することとしております。

第三に、電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る開設計画の記載事項に、その特定基地局の無線通信を確保するための機能を付加した既設の特定基地局に関する事項や開設計画の認定を受けた者が納付すべき特定基地局開設料の額を追加するとともに、特定基地局開設料の収入相当額を、電波を使用する高度情報通信ネットワークの整備等に要する費用に充てる等の規定を整備することとしております。

第四に、電波法に定める技術基準に相当する技術基準に適合する無線設備を使用する実験等無線局の開設計画及び運用について、あらかじめ総務大臣

に届出をした場合には、一定の期間に限りその無線設備を同法に定める技術基準に適合する無線設備とみなすこととする等の規定を整備することとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしておりますが、特定基地局の開設計画の認定に関する改正規定等は公布の日から、実験等無線局の開設計画及び運用に係る特例に関する改正規定等は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

続きまして、電気通信事業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

電気通信事業の公正な競争の促進及び電気通信業務の利用者の利益の保護を図るため、移動電気通信業務を提供する電気通信事業者等について当該移動電気通信業務の提供に関する契約の締結に際し当該契約の解除を不当に妨げるにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある提供条件を約すること等を禁止するとともに、電気通信事業者等について電気通信業務の提供に関する契約の締結の勧誘に係る禁止行為として当該契約の締結の勧誘に先立って自己の名称等を告げずに勧誘する行為を追加するほか、当該契約の締結の媒介等の業務を行う者に届出義務を課す等の措置を講ずる必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、総務大臣は、電気通信事業者間の適正な競争関係を確保する必要があるものとして指定した移動電気通信業務を提供する電気通信事業者であつて当該移動電気通信業務の利用者の総数に占めるその利用者の割合が一定の割合を超えない

ものを除く者を指定できることとし、指定された電気通信事業者は、移動電気通信業務の提供に関する契約の締結に際し、利用者に対し、当該契約の解除を不当に妨げるにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある提供条件を約すること等をしてはならないとする規定を整備することとしております。

第二に、電気通信事業者は、総務大臣により指定された電気通信業務の提供に関する契約の締結の勧誘に先立ってその相手方に対し自己の氏名若しくは名称又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為をしてはならないとする規定を整備することとしております。

第三に、電気通信事業者又は媒介等業務受託者から委託を受けて総務大臣により指定された電気通信業務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行うおとする者は、その旨を総務大臣に届け出なければならぬこととするとともに、第一及び第二で申し上げた電気通信事業者がしてはならない行為について、その届出をした者も同様にしてはならないとする規定を整備することとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(秋野公造君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十分散会

一、電波法の一部を改正する法律案
一、電気通信事業法の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律案
電波法の一部を改正する法律

第一条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第三項第三号中「第三号及び第四号」を「第四号及び第五号」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第二十七條の十三第一項の認定を受けた者であつて第二十七條の十二第一項に規定する開設指針に定める納付の期限までに同条第二項第五号に規定する特定基地局開設料を納付していないものには、当該特定基地局開設料が納付されるまでの間、同条第一項に規定する特定基地局の免許を与えないことができる。

第六條第一項第七号中「第二十七條の十三第二項第八号」を「第二十七條の十三第二項第九号」に改める。

第二十五條第二項中「第二十七條の十二第二項第五号」を「第二十七條の十二第二項第六号」に改める。

第二十六條第二項第四号中「第二十七條の十三第四項」を「第二十七條の十三第六項」に改める。

第二十七條の十二第二項中「掲げる事項」の下に「(移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設指針にあつては、第五号及び第七号に掲げる事項を除く。)」を加え、第六号を第九号とし、同項第五号中「次条第二項第十号」を「次条第二項第十一号」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 当該特定基地局に係る前項第一号に掲げる無線通信を確保するため、既に開設されている特定基地局の無線設備に当該無線通信を確保するための機能を付加してその運用を図ることが電波の有効利用に資すると

認められるときは、高度既設特定基地局（既に開設されている特定基地局であつて、その無線設備に当該機能を付加したものをいう。以下同じ。）の範囲、配置及び運用開始の時期に関する事項

八 次条第一項の認定をするための評価の基準

第二十七条の十二第二項第四号の次に次の一号を加える。

五 次条第一項の認定を受けた者が納付すべき金銭（以下「特定基地局開設料」という。）の額並びにその納付の方法及び期限その他特定基地局開設料に関する事項

第二十七条の十三第一項中「第八号」を「第九号」に改め、同条第二項中「以外の特定基地局」を削り、「第七号」を「第九号及び第十号」に、「第八号及び第九号」を「第七号、第八号及び第十号」に改め、第十一号を第十三号とし、第十号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 高度既設特定基地局を運用する場合にあつては、当該高度既設特定基地局の運用を必要とする理由、当該高度既設特定基地局の総数並びに使用する周波数ごとの当該高度既設特定基地局の無線設備の設置場所及び運用開始の時期

第二十七条の十三第二項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 特定基地局開設料の額

第二十七条の十三第四項中「場合において」を「ときは」に、「電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局以外の」を「移動受信用地上基幹放送をする」に、「第四号」を「第五号」に、「と認めるときは、周波数を指定して、同項の認定をするものとする」を「かどうかを審査しなければならない」に改め、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 その開設計画に係る特定基地局を開設しようとする者が第五条第三項各号（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局を開設しようとする者にあつては、同条第一項各号又は第三項各号）のいずれにも該当しないこと。

第二十七条の十三第五項を次のように改める。

五 総務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画にあつては、第五号を除く。）のいずれにも適合していると認めるときは、前条第二項第八号の評価の基準に従つて、その適合していると認められた全ての申請について評価を行うものとする。

第二十七条の十三第七項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

八 第一項の認定（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画のものを除く。）を受けた者は、開設設計に定める納付の期限までに特定基地局開設料を現金（国税の納付に使用することができる小切手のうち銀行の振出しに係るもの及びその支払保証のあるものを含む。）をもつて国に納付しなければならない。

第二十七条の十三第五項の次に次の一項を加える。

六 総務大臣は、前項の評価に従い、電波の公平かつ能率的な利用を確保する上で最も適切であると認められる申請に係る開設計画について、周波数を指定して、第一項の認定をするものとする。

第二十七条の十四第一項中「及び第四号」を「第四号及び第七号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 総務大臣は、前項の認定の申請があつた場

合において、その申請が前条第四項各号（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画にあつては、第五号を除く。）のいずれにも適合していると認めるときは、前項の認定をするものとする。

第二十七条の十四第五項中「前条第七項」を「前条第九項」に改める。

第二十七条の十五第二項第一号中「開設して」を「開設せず、又は認定計画に係る高度既設特定基地局を当該認定計画に従つて運用して」に改め、同項第四号ハ中「特定基地局」の下に「又は高度既設特定基地局」を加え、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 正当な理由がないのに、認定計画に係る開設設計に定める納付の期限までに特定基地局開設料を納付していないとき。

第二十七条の十五第三項中「第三号及び第四号」を「第四号及び第五号」に改める。

第二十七条の十六中「及び第五項」を削る。

第五十八条の見出しを「アマチュア無線局の通信」に改め、同条中「実験等無線局及び」を削る。

第九十九条の十一第一項第一号中「第二十七条の十三第六項」を「第二十七条の十三第七項」に改める。

第三百三条の二第二項中「に専ら」を「（以下「広域開設無線局」という。）に」に、「三千メガヘルツ」を「六千メガヘルツ」に、「この条において「広域専用電波」を「広域使用電波」に改め、「を使用する」の下に「広域開設無線局の」を加え、「広域専用電波の」を「広域使用電波の」に、「八千七百二十四万六千二百円（別表第六の一の項又は二の項に掲げる無線局のうち電気通信業務を行うことを目的とするもの（一、〇二五メガヘルツを超え二、一一〇メガヘルツ以下、一、二〇〇メガヘルツを超え二、二九〇メガヘルツ以下及び一、五四五メガ

ヘルツを超え二、六五五メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するものを除く。）に係る広域専用電波にあつては四千七百六十三万三千八百円、同表の四の項又は五の項に掲げる無線局に係る広域専用電波にあつては二百五十五万四千八百円、同表の六の項に掲げる無線局に係る広域専用電波にあつては二千三百八十二万八千六百円）を「別表第八の上欄に掲げる広域使用電波の区分に従い同表の下欄に掲げる金額」に、「広域専用電波」を「広域使用電波」に、「当該広域専用電波」を「当該広域使用電波」に改め、同条第三項中「広域専用電波」を「広域使用電波」に改め、同条第四項中「同条」の下に「及び第三百三条の四第一項」を加え、第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 電波の伝わり方について、観測を行い、予報及び異常に関する警報を送信し、並びにその他の通報をする事務並びに当該事務に関連して必要な技術の調査、研究及び開発を行う事務

第三百三条の二第五項及び第六項中「四百二十円（広域専用電波を使用する無線局）を「三百七十円（広域使用電波を使用する広域開設無線局）に、「四百四十円」を「百七十円」に、「別表第九」に改め、同条第七項中「広域専用電波を使用する第一号包括免許人」を「広域使用電波を使用する第一号包括免許人（広域開設無線局の免許人であるものに限る。次項において同じ。）に、「広域専用電波を使用するもの」を「広域使用電波を使用する広域開設無線局であるもの」に、「四百四十円」を「百七十円」に、「百四十円」を「百七十円」に改め、同項ただし書中「四百四十円」を「百七十円」に、「広域専用電波」を「広域使用電波」に改め、同条第八項中「広域専用電波」を「広域使用電波」に、「百四十円」を「百七十円」に改め、

同条第十項中「百四十円」を「百七十円」に改める。

第百三条の五を第百三条の六とし、第百三条の四を第百三条の五とし、第百三条の三の次の一条を加える。

(特定基地局開設料の使途)

第百三条の四 政府は、特定基地局開設料の収入見込額に相当する金額を、電波を使用する高度情報通信ネットワークの整備を促進するために必要な施策、当該高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報活用の高い付加価値の創出を促進するために必要な施策及び当該付加価値が社会の諸課題の解決に活用されることを促進するた

めに必要な施策の実施に要する経費(電波利用共益費用に該当するものを除く。)に充てるものとする。

2 前項の規定の適用については、金額の算出は、各年度において、その年度の予算金額によるものとする。

附則第十五項及び第十六項を次のように改める。

(電波利用料の特例)

15 第百三条の二第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「十二 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のため

の活動に対する必要な援助」とあるのは、

「十二 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の

十二の二 テレビジョン放送(人工衛星局により行

十二の三 地上基幹放送(音声その他の音響のみを

十二の四 大規模な自然災害が発生した場合におい

体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上されるものを除く。以下この号において同じ。)を受信することのできる受信設備を設置している送信するものに限る。)を直接受信することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当ても、地上基幹放送又は移動受信信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の損壊又は故

のための活動に対する必要な援助

者(デジタル信号によるテレビジョン放送のうち、静止し、又は移動する事物の瞬時的映像及び該地上基幹放送の受信を可能とするために行われる中継局その他の設備(当該設備と一体として障により当該業務に著しい支障を及ぼさないようにするために行われる当該電気通信設備(当該

これに伴う音声その他の音響を送る放送(以下この号において「地上デジタル放送」という。)を設置される総務省令で定める附属設備並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な電気通信設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該電気通信設備及び当

受信することのできる受信設備を設置している者を除く。)のうち、経済的困難その他の事由により工作物を含む。)の整備のための補助金の交付

該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。)の整備(放送法第百十一条第一項の総務省令り地上デジタル放送の受信が困難な者に対して地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備のた

で定める技術基準又は同法第百二十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合させるために

めに行う補助金の交付その他の援助

とする。

行われるものを除く。)のための補助金の交付」

16 平成三十二年三月三十一日までの間における前項の規定により読み替えて適用する第百三条の二第四項の規定の適用については、同項中「十二の四 大規模な自然災害が発生した場合においても、地上基幹放送又は移動受信信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の損壊又は故障により当該業務に著しい支障を及ぼさないようにするために用いられる当該電気通信設備(当該電気通信設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該電気通信設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。)の整備(放送法第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準又は同法第百二十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合させるために

行われるものを除く。)のための補助金の交付」とあるのは、

十二の五 電波法及び電気通信事

口 基準日において行われてい

生した場合においても、地上基幹放送又は移動受信信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信業法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二十七号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行する衛星基幹放送であつて、基準日の翌日以後引き続き行われるもの(実験等無線局を用いて行わける衛星基幹放送と同時に用いられる衛星基幹放送であつて、イに掲げる衛星基幹放送に使用され設備の損壊又は故障により当該業務に著しい支障を及ぼさないようにするために用いられる当該電行の日の前日(以下この号において「基準日」という。)において設置されているイに掲げる衛星れるものを除く。)

る電波と周波数が同一で、かつ、電界の回転の方向が反対である電波を使用して行われるもの

の電気通信設備(当該電気通信設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該電基幹放送(放送法第二条第十三号の衛星基幹放送をいう。以下この号において同じ。)の受信を目

気通信設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。)の整備(放送法第百十一条的とする受信設備(基準日において第三章に定める技術基準に適合していないものを除き、増幅

第一項の総務省令で定める技術基準又は同法第百二十一条第一項の総務省令で定める技術基準に器及び配線並びに分配器、接続子その他の配線のために必要な器具に限る。)であつて、ロに掲

適合させるために行われるものを除く。)のための補助金の交付

る衛星基幹放送の電波を受けるための空中線を接続した場合に当該技術基準に適合しないことと

の必要な援助とする。

別表第六を次のように改める。

別表第六(第百二条の二関係)

二 移動しない無線局であつて、移動する無線局又は携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸									
三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの		使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツ以下のもの		使用する電波の周波数の幅が三十メガヘルツを超えるもの		使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツを超えるものである場合において当該電波と周波数と同じくする電波を受信することにより一定の時間当該周波数の電波を放射しないことを確保するもの		使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツを超えるものである場合において当該電波と周波数と同じくする電波を受信することにより一定の時間当該周波数の電波を放射しないことを確保するもの	
四百七十メガヘルツ以下	四百七十メガヘルツ以下	空中線電力が〇・〇一ワット以下	空中線電力が〇・〇一ワットを超えるもの	空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの	空中線電力が〇・〇五ワットを超えるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	円	円
四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が三十メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツを超えるものである場合において当該電波と周波数と同じくする電波を受信することにより一定の時間当該周波数の電波を放射しないことを確保するもの	使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツを超えるものである場合において当該電波と周波数と同じくする電波を受信することにより一定の時間当該周波数の電波を放射しないことを確保するもの	八万四千四百円	五万九千四百円	二千六百円	四百円
六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が三十メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツを超えるものである場合において当該電波と周波数と同じくする電波を受信することにより一定の時間当該周波数の電波を放射しないことを確保するもの	使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツを超えるものである場合において当該電波と周波数と同じくする電波を受信することにより一定の時間当該周波数の電波を放射しないことを確保するもの	八万五千三百円	八万四千四百円	六万五千四百円	七千円

五 自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は携帯して使用するため に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うもの (八の項に掲げる無線局を除く。)	六 基幹放送局(三の項、七の項及び八の項に掲げる無線局を除く。)	六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	テレビジョン放送をするもの	空中線電力が〇・〇二ワット未満のもの	千八百円
	空中線電力が二キロワット未満のもの	空中線電力が〇・〇二ワット以上二キロワット未満のもの	空中線電力が二キロワット以上十キロワット未満のもの	設置場所が特定地域以外の区域内にあるもの	十八万九千七百円
	その他のもの	空中線電力が二キロワット以上十キロワット未満のもの	設置場所が特定地域以外の区域内にあるもの	その他のもの	一億二千四百五十万八千八百円
	空中線電力が十キロワット以上のもの	空中線電力が二キロワット以上十キロワット未満のもの	設置場所が特定地域以外の区域内にあるもの	その他のもの	五億六千九百二十万八千三百円
その他のもの	使用する電波の周波数の幅が百キロヘルツ以下のもの	空中線電力が二キロワット以下のもの	空中線電力が二キロワットを越え五十キロワット以下のもの	空中線電力が五十キロワットを越えるもの	七万九千三百円
	使用する電波の周波数の幅が百キロヘルツを越えるもの	空中線電力が二十ワット以下のもの	空中線電力が二十ワットを越え五十ワット以下のもの	空中線電力が五十ワットを越えるもの	百二十八万九千六百円
	使用する電波の周波数の幅が百キロヘルツを越えるもの	空中線電力が二十ワット以下のもの	空中線電力が二十ワットを越え五十ワット以下のもの	空中線電力が五十ワットを越えるもの	七万九千三百円
	使用する電波の周波数の幅が百キロヘルツを越えるもの	空中線電力が二十ワット以下のもの	空中線電力が二十ワットを越え五十ワット以下のもの	空中線電力が五十ワットを越えるもの	三千四百円

[illegible]

使用する電波の周波数の幅が三百メガヘルツを超えるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの
	一億八千三百九万四千五百円	九千五百五十万七千四百円	千八百三十六万五千五百円	六百十九万八千円
使用する電波の周波数の幅が三百メガヘルツを超えるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの
	四億五千二百六十五万四千四百円	二億二千六百三十三万六千円	四千五百三十二万三千三百円	千五百十八万三千百円
六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの				
				一万九千九百円

備考

一 この表において「設置場所」とは、無線局の無線設備の設置場所をいう。

二 この表において「第一地域」とは、東京都の区域（第四地域を除く）をいう。

三 この表において「第二地域」とは、大阪府及び神奈川県（第四地域を除く）をいう。

四 この表において「第三地域」とは、北海道及び京都府並びに神奈川県以外の県の区域（第四地域を除く）をいう。

五 この表において「第四地域」とは、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域並びに奄美群島振興開発特

別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の区域をいう。

六 この表において「特定地域」とは、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域をいう。

七 六千メガヘルツ以下の周波数及び六千メガヘルツを超える周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。

八 四百七十メガヘルツ以下の周波数及び四百七十メガヘルツを超える三千六百メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツを超える三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、次のイ及びロに掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、当該イ及びロに定める金額を控除した金額とする。

イ 一の項に掲げる無線局 四百円

ロ 九の項に掲げる無線局 六百円

九 四百七十メガヘルツ以下の周波数及び三千六百メガヘルツを超える六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち三千六百メガヘルツを超える六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、九の項に掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、六百円を控除した金額とする。

十 四百七十メガヘルツを超える三千六百メガヘルツ以下の周波数及び三千六百メガヘルツを超える六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツを超える三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、次のイ及びロに掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち三千六百メガヘルツを超える六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、当該イ及びロに定める金額を控除した金額とする。

イ 三の項に掲げる無線局 七千円

ロ 九の項に掲げる無線局 六百円

十一 前三号の規定にかかわらず、四百七十メガヘルツ以下の周波数、四百七十メガヘルツ

を超え三千六百メガヘルツ以下の周波数及び三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、一の項に掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と、当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額及び当該無線局が使用する電波のうち三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、八百円を控除した金額とする。

十二 一の項、二の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局のうち広域使用電波を使用する広域開設無線局であるものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、一の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局にあつては四百円、二の項に掲げる無線局にあつては二百円とする。

十三 特定の無線局区分の無線局又は高周波利用設備からの混信その他の妨害について許容することが免許の条件又は周波数割当計画における周波数の使用に関する条件とされている無線局その他のこの表をそのまま適用することにより同等の機能を有する他の無線局との均衡を著しく失することとなると認められる無線局として総務省令で定めるものについては、その使用する電波の周波数の幅をこれの二分の一に相当する幅とみなして、同表を適用する。

別表第七の一の項中「〇・〇二八四」を「〇・〇二八」に改め、同表の二の項中「〇・〇四七八」を「〇・〇四七〇」に改め、同表の三の項中「〇・四六二六」を「〇・四六五八」に改め、同表の四の項中「〇・〇二三五」を「〇・〇三三」に改め、同表の五の項中「〇・〇一六〇」を「〇・〇一五九」に改め、同表の六の項中「〇・一二〇〇」を「〇・一九九」に改め、同表の七の項中「〇・一六四六」を「〇・一六四一」に改め、同表の八の項中「〇・〇三九四」を「〇・〇三九一」に改め、同表の九の項中「〇・〇二〇七」を「〇・〇二〇四」に改め、同表の十の項中「〇・〇六九三」を「〇・〇六八八」に改め、同表の十一の項中「〇・〇〇七七」を「〇・〇〇七八」に改め、同表の十二の項中「〇・五六二三」を「〇・五六四〇」に改め、同表の十三の項中「〇・四三七七」を「〇・四三六〇」に改め、

同表の十五の項中「〇・三三三」を「〇・三三九」に改め、同表の十六の項中「〇・〇八二三」を「〇・〇八二」に改め、同表備考中「無線局」を「広域開設無線局」に、「第三三条の二第二項に規定する広域専用電波」を「広域使用電波」に改める。

別表第八の一の項中「三千メガヘルツ」を「三千六百メガヘルツ」に、「三千三百三十円」を「四千九百九十円」に、「千九百八十円」を「千九百七十円」に、「六百二十円」を「九百三十円」に、「三百七十円」を「五百五十円」に、「五万四千三百円」を「八万四千四百円」に、「二万九千六百円」を「四万四千四百円」に、「九千八百円」を「一万四千七百円」に、「五千円」を「七千五百円」に改め、同表の二の項中「千九百八十円」を「千九百七十円」に改め、同表を別表第九とし、別表第七の次に次の一表を加える。

別表第八(第百三条の二関係)

別表第六の一の項又は二の項に掲げる無線局に係る広域使用電波の区分	広域使用電波の区分		金額
	電氣通信業務を行うこととを目的とする無線局に係るもの	三千六百メガヘルツ以下の周波数のもの	
別表第六の一の項又は二の項に掲げる無線局に係るもの	三千六百メガヘルツを超え二千二百メガヘルツ以下又は二千二百メガヘルツを超え二千二百九十メガヘルツ以下の周波数のもの	二千二百六十円	一億二千六百十六万六千二百円
その他のもの	三千六百メガヘルツを超え二千六百五十五メガヘルツ以下の周波数のもの	一億二千六百十六万六千二百円	一億二千六百十六万六千二百円
その他のもの	三千六百メガヘルツを超え二千六百五十五メガヘルツ以下の周波数のもの	三千二百六十円	三万九千七百円
その他のもの	三千六百メガヘルツを超え二千六百五十五メガヘルツ以下の周波数のもの	四百七十七円	千二百円
その他のもの	三千六百メガヘルツを超え二千六百五十五メガヘルツ以下の周波数のもの	一億二千六百十六万六千二百円	一億二千六百十六万六千二百円
別表第六の四の項又は五の項に掲げる無線局に係る広域使用電波	三千六百メガヘルツを超え二千六百五十五メガヘルツ以下の周波数のもの	三百二十三元	二千二百円
別表第六の六の項に掲げる無線局に係る広域使用電波	三千六百メガヘルツを超え二千六百五十五メガヘルツ以下の周波数のもの	五百三十四万八千七百円	八千七百円

備考 広域使用電波のうち、広域開設無線局及び広域開設無線局以外の無線局のいずれにも使用させるものとして総務大臣が指定するものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、同欄に掲げる金額の二分の一に相当する金額とする。

第二条 電波法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「次条」を「第四条の三」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第四条の二中「前条第一項第三号」を「第四条第三号」に改め、同条を第四条の三とし、第四条の次に次の一条を加える。

(本章に定める技術基準に相当する技術基準に適合している無線設備に係る特例)

第四条の二 本邦に入国する者が、自ら持ち込む無線設備(本章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準に適合しているものに限る。)を使用して無線局(前条第三号の総務省令で定める無線局のうち、用途、周波数その他の条件を勘案して総務省令で定めるものに限る。)を開設しようとするときは、当該無線設備は、適合表示無線設備でない場合であっても、同号の規定の適用については、当該者の入国の日から同日以後九十日を超えない範囲内で総務省令で定める期間を経過する日までの間に限り、適

合表示無線設備とみなす。この場合において、当該無線設備については、同章の規定は、適用しない。

2 次章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準に適合している無線設備を使用して実験等無線局（科学若しくは技術の発達のための実験、電波の利用の効率性に関する試験又は電波の利用の需要に関する調査に専用する無線局をいう。以下同じ。）（前条第三号の総務省令で定める無線局のうち、用途、周波数その他の条件を勘案して総務省令で定めるものであるものに限り。）を開設しようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を総務大臣に届け出ることができる。ただし、この項の規定による届出（第二号及び第三号に掲げる事項を同じくするものに限る。）をしたことがある者については、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 実験、試験又は調査の目的

三 無線設備の規格

四 無線設備の設置場所（移動する無線局にあつては、移動範囲）

五 運用開始の予定期日

六 その他総務省令で定める事項

3 前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る同項の実験等無線局に使用される同項の無線設備は、適合表示無線設備でない場合であつても、前条第三号の規定の適用については、当該届出の日から同日以後百八十日を超えない範囲内で総務省令で定める期間を経過する日又は当該実験等無線局を廃止した日のいずれか早い日までの間に限り、適合表示無線設備とみなす。この場合において、当該無線設備については、次章の規定は適用せず、第八十二条の規定の適用については、同条第一項中「与える」とあるのは「与

え、又はそのおそれがある」と、「その設備の所有者又は占有者」とあるのは「第四条の二第二項の規定による届出をした者」と、「を除去する」とあるのは「の除去又は発生の防止をする」と、同条第二項及び第三項中「前項」とあるのは「第四条の二第三項において読み替えて適用する前項」とする。

4 第二項の規定による届出をした者は、総務省令で定めるところにより、同条第一号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第四号から第六号までに掲げる事項の変更（総務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときはあらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

5 第三十八条の二十及び第三十八条の二十一第一項の規定は第二項の規定による届出をした者及び当該届出に係る無線設備について、第七十八条の規定は当該届出をした者が当該届出に係る実験等無線局を廃止したときについて準用する。この場合において、同条中「免許人等であつた」とあるのは、「第四条の二第二項の規定による届出をした」と読み替えるものとする。

6 第二項の規定による届出をした者は、当該届出に係る実験等無線局を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

7 第一項及び第二項の規定による技術基準の指定は、告示をもつて行わなければならない。

第五條第二項第一号中「科学若しくは技術の発達のための実験、電波の利用の効率性に関する試験又は電波の利用の需要に関する調査に専用する無線局をいう。以下同じ。」を削る。

第二十七條の十二第二項第六号中「第百十六條第八号」を「第百十六條第十号」に改める。

第三十八條の二の二第二項第一号中「第四條第一項第二号」を「第四條第二号」に改める。

第三十八條の十一第一項中「第百十六條第十

八号」を「第百十六條第二十号」に改める。
第八十二条第一項中「第四條第一項第一号」を「第四條第一号」に改める。

第九十九條の十一第一項第一号中「第四條第二項第一号」を「第四條第一号」に、「同条第二項」を「第四條の二第二項、第二項（用途、周波数その他の条件を勘案した無線局の定めに係るものに限る。）及び第三項」に、「第四條の二」を「第四條の三」に改め、「第七十八條」の下に「（第四條の二第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第四号中「第四條第一項」を「第四條」に改める。

第百二條の十三第一項中「第四條第一項」を「第四條」に改める。

第百三條の二第二項中「第四條第一項第三号」を「第四條第三号」に改め、同条第十四項に次のただし書を加える。

ただし、当該無線局（国の機関等が開設する無線局又はこの項本文の政令で定める無線局に限る。）が、電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備を使用していないと認められるもの（その無線設備が使用する周波数の電波に関する需要の動向その他の事情を勘案して当該技術を用いた無線設備の導入を促進する必要性が低いと認められるものを除く。次項において同じ。）として政令で定めるものである場合は、この限りでない。

第百三條の二第十五項中「（前項）」を「（前項本文）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該無線局（第三号に掲げるものを除く。）が、電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備を使用していないと認められるものとして政令で定めるものである場合は、この限りでない。

第百三條の六の見出し中「の無線局」を「の無線局等」に改め、同条第一項中「外国の無線局（当該許可に係る外国の無線局の無線設備を使用して開設する無線局を含む。）を「次に掲げる無線局」に改め、同項に次の各号を加え

る。

一 外国の無線局（当該許可に係る外国の無線局の無線設備を使用して開設する無線局を含む、次号に掲げる無線局を除く。）

二 実験等無線局

第百三條の六第四項中「開設する無線局」の下に「又は同項第二号に掲げる無線局」を加える。

第百十條第一号及び第二号中「第四條第一項」を「第四條」に改める。

第百十一條第二号中「の規定」を「（第四條の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定」に改める。

第百十三條中第二十八号を第三十号とし、第二十三号から第二十七号までを二号ずつ繰り下げ、同条第二十二号中「第百一条」を「第四條の二第三項において読み替えて適用する場合及び第百一条」に改め、同条第二十四号とし、同条第二十一号を第二十三号とし、第二十号を第二十二号とし、同条第十九号中「第七十八條」の下に「（第四條の二第五項において準用する場合を含む。）」を加え、「違反した」を「違反して、電波の発射を防止するために必要な措置を講じなかつた」に改め、同条第二十一号とし、同条第十八号を第二十号とし、第十四号から第十七号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十三号中「第三十八條の二十一第一項」の下に「（第四條の二第五項）」を加え、同条を同条第十五号とし、同条第十二号中「第三十八條の二十第一項」の下に「（第四條の二第五項）」を、「含む」の下に「以下この号において同じ」を加え、「同項」を「第三十八條の二十第一項」に改め、同条を同条第十四号とし、同条第十一号を第十三号とし、第二号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第一号を第三号とし、同条の前に次の二号を加える。

一 第四條の二第二項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をして、同項の無線設備を使用する同項の実験等無線局を

開設した者

二 第四条の二第四項（同条第二項第四号から第六号までに掲げる事項の変更の届出に係る部分に限る。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をして、当該事項を変更した者

第百十六条中第二十六号を第二十八号とし、第二号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第四条の二第四項（同条第二項第一号に掲げる事項の変更の届出に係る部分に限る。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四条の二第六項の規定に違反して、届出をしない者

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中電波法第五条第三項第三号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第六条第一項第七号の改正規定、同法第二十五条第二項の改正規定、同法第二十六条第二項の改正規定、同法第二十七条の十二から第二十七条の十六までの改正規定、同法第五十八条の改正規定、同法第九十九条の十一第一項第一号の改正規定、同法第百三条の二第四項の改正規定及び同法第百三条の五を同法第百三条の六とし、同法第百三条の三の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第十五項及び第十六項の改正規定並びに次条並びに附則第四条から第六号まで及び第八号の規定 公布の日

二 第二条の規定及び附則第九条から第十一号までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（準備行為）

第二条 総務大臣は、前条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、第二条の規定による改正後の電波法第四条の二第二項若しくは第三項又は同条第五項において準用する同法第七十八条の規定による総務省令の制定又は改廃のために、電波監理審議会に諮問することができる。

（電波法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に免許又は第一条の規定による改正前の電波法（以下この条において「旧法」という。）第二十七条の十八第一項の登録を受けた無線局については、第一条の規定による改正後の電波法（以下この条において「新法」という。）第百三条の二第一項、第五項、第六項及び第十五項の規定は、施行日以後最初に到来する応当日等（同条第一項に規定する応当日（以下この条において単に「応当日」という。）又は新法第百三条の二第五項に規定する包括免許等の日に応当する日という。以下この項において同じ。）以後の期間に係る電波利用料について適用し、当該応当日等前の期間に係る電波利用料については、なお従前の例による。

2 新法第百三条の二第二項の規定による電波利用料の金額が旧法第百三条の二第二項の規定による電波利用料の金額に満たない無線局に係る電波利用料であつて、同条第十七項の規定により前納された施行日以後最初に到来する応当日以後の期間に係るものについては、当該期間に係る新法第百三条の二第二項及び第十五項の規定による電波利用料の金額を超える部分を還付する。

3 新法第百三条の二第二項の規定による電波利用料の金額が旧法第百三条の二第二項の規定による電波利用料の金額を超える無線局に係る電波利用料であつて、同条第十七項の規定により前納された施行日以後最初に到来する応当日以後の期間に係るものについては、新法第百三条

の二第二項の規定により当該前納に係る期間のうち当該応当日以後の各一年の期間につき納付すべきこととなる電波利用料に、先に到来する一年の期間の分から順次充当するものとする。（処分等の効力）

第四条 附則第一条各号に掲げる規定の施行前にこの法律による改正前の電波法の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後の電波法に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、同法の相当の規定によつてした又はすべきものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（放送法の一部改正）

第八条 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第九十三条第一項第六号又及び第百五十九号

第二項第五号中「第三号」を「第四号」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第九条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五十四号（中「第四条第一項」を「第四条第一項、第五号第二項第一号（欠格事由）」を「第四条の二第二項（次章に定める技術基準に相当する技術基準に適合している無線設備に係る特例）」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十六の項中「第四条第一項の免許」を「第四条の免許、同法第四条の二第二項の届出」に改める。

（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律の一部改正）

第十一条 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「第四条第一項（）」を「第四条（）」に、「第四条第一項第二号」を「第四条第二号」に改める。

電気通信事業法の一部を改正する法律案

電気通信事業法の一部を改正する法律

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「事業の登録等」を「電気通信事業の登録等」に、「第五節 指定試験機関等」を「第五節 届出媒介等業務受託者（第七十三条の二）第七十三条の二に、「第六節」を「第七節」に、「第七節」を「第八節」に改める。

第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節 電気通信事業の登録等

第二章第三節の節名を次のように改める。

第三節 電気通信事業者の業務

第二十六條第一項中「及び電気通信事業者から電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）の業務及びこれに付随する業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下「媒介等業務受託者」という。）を削り、「、第二十七條の二及び第二十九條第二項」を「及び第二十七條の二」に改め、「又はその媒介等」を削る。

第二十六條の三第一項中「媒介等業務受託者が第二十七條の二第一号」を「届出媒介等業務受託者（第七十三條の二第二項に規定する届出媒介等業務受託者をいう。第二十七條の三第二項第二号において同じ。）がそれぞれ第二十七條の二第一号又は第七十三條の三において準用する同号」に改める。

第二十七條の二の見出しを「電気通信事業者の禁止行為」に改め、同条中「又は媒介等業務受託者」を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十六條第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘に先立つて、その相手方（電気通信事業者である者を除く。）に対し、自己の氏名若しくは名称又は当該契約の締結の勧誘である旨を告げずに勧誘する行為（利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがないものとして総務省令で定めるものを除く。）

第二十七條の二に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして総務省令で定める行為

第二十七條の三中「媒介等の業務及び」を「媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）の業務又は」に、「に係る媒介等業務受託者」を「を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下「媒介等業務受託者」という。）に改め、同条を第二十七條の四とする。

第二十七條の二の次に次の一条を加える。
（移動電気通信役務を提供する電気通信事業者の禁止行為）

第二十七條の三 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、移動電気通信役務（第二十六條第一項第一号に掲げる電気通信役務又は同項第三号に掲げる電気通信役務（その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供されるものに限る。）であつて、電気通信役務の提供の状況その他の事情を勘案して電気通信事業者間の適正な競争関係を確保する必要があるものとして総務大臣が指定するものをいう。以下同じ。）を提供する電気通信事業者（移動電気通信役務（当該電気通信事業者が提供するものと同種のものに限る。）の利用者の総数に占めるその提供する移動電気通信役務の利用者の数の割合が電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令で定める割合を超えないものを除く。）を次項の規定の適用を受ける電気通信事業者として指定することができる。

2 前項の規定により指定された電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 その移動電気通信役務の提供を受けるために必要な移動端末設備となる電気通信設備の販売等（販売、賃貸その他これらに類する行為をいう。）に関する契約の締結に際し、当該契約に係る当該移動電気通信役務の利用者（電気通信役務の提供を受けようとする者を含む。次号、第二十九條第二項及び第七十三條の四において同じ。）に対し、当該移動電気通信役務の料金を当該契約の締結をしない場合におけるものより有利なものとする（ことその他電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある利益の提供として総務省令で定めるものを約し、又は第三者に約させること。

二 その移動電気通信役務の提供に関する契約の締結に際し、当該移動電気通信役務の利用

者に対し、当該契約の解除を行うことを不当に妨げることににより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定める当該移動電気通信役務に関する料金その他の提供条件を約し、又は届出媒介等業務受託者に約させること。

3 第一項の規定による移動電気通信役務の指定及び電気通信事業者の指定は、告示によつて行う。

第二十九條第二項第一号中「又は媒介等業務受託者」を削り、「又は第二十七條の二」を、「第二十六條の二第一項、第二十六條の四第一項、第二十七條、第二十七條の二又は第二十七條の四」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第二十七條の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき 当該電気通信事業者
第四十九條第四項中「次節第二款」を「第六節第二款」に改める。

第二章中第七節を第八節とし、第六節を第七節とし、第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 届出媒介等業務受託者（媒介等の業務の届出等）

第七十三條の二 電気通信事業者又は媒介等業務受託者から委託を受けて第二十六條第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行おうとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者の氏名又は名称及び住所

三 当該媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称及び住所

四 当該媒介等の業務に係る電気通信役務につ

いての第二十六條第一項各号に掲げる電気通信役務の別
五 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

2 前項の届出をした者（以下「届出媒介等業務受託者」という。）は、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 届出媒介等業務受託者が前二項の規定による届出に係る第二十六條第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務（以下この項及び次項において「届出媒介等業務」という。）を行う事業の全部を譲渡し、又は届出媒介等業務受託者について合併、分割（届出媒介等業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。）若しくは相続があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、分割により当該事業の全部を承継した法人若しくは相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）は、届出媒介等業務受託者の地位を承継する。この場合において、届出媒介等業務受託者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

4 届出媒介等業務受託者は、届出媒介等業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

5 届出媒介等業務受託者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（電気通信事業者の業務に関する規定の準用）
第七十三條の三 第二十六條及び第二十七條の二の規定は届出媒介等業務受託者について、第二十七條の三第二項の規定は同条第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動

の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十六條第一項	締結	締結の媒介等（第二十七條の四に規定する媒介等をいう。第二十七條の三第二項において同じ。）
第二十七條の二第二号	自己	自己若しくは当該勧誘に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者
第二十七條の三第二項第一号	その移動電気通信役務	その媒介等の業務に係る移動電気通信役務
第二十七條の三第二項第二号	その移動電気通信役務	その媒介等の業務に係る移動電気通信役務
	締結	締結の媒介等
	又は	又は他の

第百八十六条第三号中「第五十一条」の下に、第七十三条の四」を加える。

第百九十三條第一号中「又は第五十條の六第三項」を、「第五十條の六第三項又は第七十三條の二第二項若しくは第五項」に改める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 総務大臣は、この法律の施行の日（以下

「施行日」という。前においても、この法律による改正後の電気通信事業法（以下この条及び次条第二項において「新法」という。）第二十七条の二第二号若しくは第四号又は第二十七条の三（これらの規定（同条第一項を除く。）を新法第七十三条の三において準用する場合を含む。）の規定による総務省令の制定又は改廃のために、この法律による改正前の電気通信事業法（次条第一項において「旧法」という。）第六百六十九條の政令で定める審議会等に諮問することができる。

十七条の三第一項及び第百六十九条の規定の例

により、同項の規定による移動電気通信役務（同項に規定する移動電気通信役務をいう。）の指定又は電気通信事業者の指定をすることができ、この場合において、これらの指定は、施行日にその効力を生ずる。

第三条 旧法第二十六条第一項に規定する媒介等

業務受託者が施行日前に旧法第二十六条の三第一項に規定する行為をした場合における同項の

2 この法律の施行の際現に電気通信事業者又は
新法第二十七条の四に規定する媒介等業務受託

介等をいう。以下この項において同じ。の業務を行つてゐる者（以下この項において「施行時媒介等業務受託者」という。）は、施行日から起

算して三月を経過する日（施行時媒介等業務受託者が同日以前に新法第七十三条の二第一項の

届出をしたときは、当該届出をした日）までの間は、新法第七十三条の二第一項の規定にかか

わらず、引き続き当該媒介等の業務を行うことができる。この場合において、当該施行時媒介

等業務受託者を同条第二項に規定する届出媒介等業務受託者とみなして、新法第二十六条の二

及び第二十七条の三第二項（第二号に係る部分に限る。）、新法第七十三条の三において準用す

る新法第二十六条、第二十七条の二及び第二十七
七条の三第二項並びに新法第七十三条の四及び

第百八十六条（第三号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第四条 施行日前にした行為に対する罰則の適用

については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過

措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第六條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の規定

の施行の状況について検討を加え、必要がある
と認めるときは、その結果に基づいて所要の増

令和元年五月二十八日印刷

令和元年五月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P